

12.6.26

業 鑛 炭 石

報 會 助 互

號 六 第 · 卷 二 第

行 發 日 十 二 月 六 年 二 十 和 昭

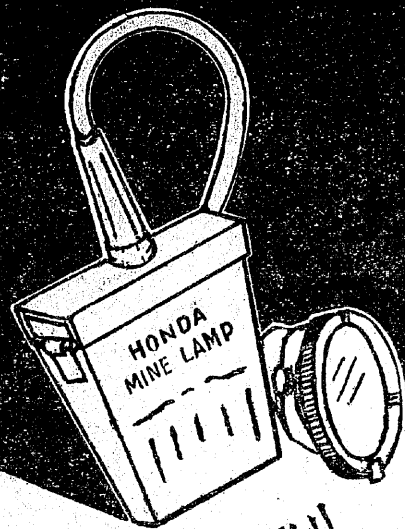
石 炭 鑛 業 監 督 局
石 炭 鑛 業 助 會

統 計	參 考	本 會 記 事	退 職 積 立 金 及 退 職 手 當 法 に 關 する 質 疑 解 答 速 記 録	鑛 夫 の 雇 傭 勞 役 に 關 する 講 演	最 近 の 物 價 對 策	就 任 に 際 して
.....
(六)	(四九)	(三七)	(三三)	(七)	(三)	(二)

武内禮藏
古田慶三
坂本行敬

六 月 號

行 發 會 助 互 業 鑛 炭 石



100%の明るさ
軽さ
堅牢さ

化学日本の誇り
坑内安全灯界の王座

本質 強力電池

本店 東京
支店 札幌
代理店 大連・青森

飯塚市
本多商店九州出張所



石炭鑛業互助會會則

第一章 總則

第一條 本會ハ石炭鑛業互助會ト稱ス
 第二條 本會ハ本會ノ目的ニ賛同スル石炭鑛業者ヲ以テ組織ス
 第三條 本會ハ會員相互ノ連絡ヲ圖リ互助協調シテ石炭鑛業ノ向上發展ヲ期スルヲ以テ目的トス
 第四條 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市ニ置キ支部ヲ必要ノ地ニ設クルコトアルベシ

第二章 事業

第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 一、調査機關ヲ設ケ石炭鑛業ノ向上發展ニ關スル諸般ノ調査研究ヲナスコト
 二、石炭ノ需給ヲ調査シ其ノ調節ヲ圖ルコト
 三、會報ヲ刊行スルコト
 四、會員炭坑ノ變災其ノ他ノ事故ニ對シ適當ノ救援又ハ調停ヲナスコト
 五、其ノ他必要ト認ムル事業

第三章 會員

第六條 本會會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス
 一、名譽會員ハ本會ノ目的ヲ贊養スル名士ニシテ理事會ノ推薦ニヨルモノトス
 二、正會員ハ石炭鑛業ヲ經營スル個人又ハ法人ニシテ所定ノ會費ヲ納ムルモノトス
 三、准會員ハ正會員ノ推薦ニヨリ入會セシムルモノニシテ其ノ資格ハ正會員ニ同ジ
 第七條 正會員ハ其ノ經營スル炭坑ノ年額送炭數量(毎年自四月一日至翌三月卅一日)ニヨリ第八條ノ規定ニ基キ自己經營炭坑ノ職員幹部中ヨリ准會員ヲ推薦スル事ヲ得
 但シ正會員過半數ノ同意ヲ得レバ職員以外ノモノヲ推薦スルコトヲ得
 一、ケ年送炭數量五萬噸迄
 二、五萬噸ヲ超ヘ拾萬噸迄
 三、拾萬噸ヲ超ヘ十五萬噸迄
 四、十五萬噸ヲ超ヘ二十萬噸迄
 五、二十萬噸ヲ超ヘ二十五萬噸迄
 六、二十五萬噸ヲ超ヘ三十萬噸迄
 七、三十萬噸ヲ超ヘ三十五萬噸迄
 八、三十五萬噸ヲ超ヘ四十萬噸迄
 九、四十萬噸ヲ超ヘ四十五萬噸迄
 十、四十五萬噸ヲ超ヘ五十萬噸迄
 十一、五十萬噸ヲ超ヘ五拾萬噸迄
 十二、五拾萬噸ヲ超ヘ六十萬噸迄
 十三、六十萬噸ヲ超ヘ七十萬噸迄
 十四、七十萬噸ヲ超ヘ八十萬噸迄
 十五、八十萬噸ヲ超ヘ九十萬噸迄
 十六、九十萬噸ヲ超ヘ一拾萬噸迄
 十七、一拾萬噸ヲ超ヘ一拾一萬噸迄
 十八、一拾一萬噸ヲ超ヘ一拾二萬噸迄
 十九、一拾二萬噸ヲ超ヘ一拾三萬噸迄
 二十、一拾三萬噸ヲ超ヘ一拾四萬噸迄
 二十一、一拾四萬噸ヲ超ヘ一拾五萬噸迄
 二十二、一拾五萬噸ヲ超ヘ一拾六萬噸迄
 二十三、一拾六萬噸ヲ超ヘ一拾七萬噸迄
 二十四、一拾七萬噸ヲ超ヘ一拾八萬噸迄
 二十五、一拾八萬噸ヲ超ヘ一拾九萬噸迄
 二十六、一拾九萬噸ヲ超ヘ二十萬噸迄
 二十七、二十萬噸ヲ超ヘ二十一萬噸迄
 二十八、二十萬噸ヲ超ヘ二十二萬噸迄
 二十九、二十萬噸ヲ超ヘ二十三萬噸迄
 三十、二十萬噸ヲ超ヘ二十四萬噸迄
 三十一、二十萬噸ヲ超ヘ二十五萬噸迄
 三十二、二十五萬噸ヲ超ヘ二十六萬噸迄
 三十三、二十五萬噸ヲ超ヘ二十七萬噸迄
 三十四、二十五萬噸ヲ超ヘ二十八萬噸迄
 三十五、二十五萬噸ヲ超ヘ二十九萬噸迄
 三十六、二十五萬噸ヲ超ヘ三十萬噸迄
 三十七、三十萬噸ヲ超ヘ三十一萬噸迄
 三十八、三十萬噸ヲ超ヘ三十二萬噸迄
 三十九、三十萬噸ヲ超ヘ三十三萬噸迄
 四十、三十萬噸ヲ超ヘ三十四萬噸迄
 四十一、三十萬噸ヲ超ヘ三十五萬噸迄
 四十二、三十五萬噸ヲ超ヘ三十六萬噸迄
 四十三、三十五萬噸ヲ超ヘ三十七萬噸迄
 四十四、三十五萬噸ヲ超ヘ三十八萬噸迄
 四十五、三十五萬噸ヲ超ヘ三十九萬噸迄
 四十六、三十五萬噸ヲ超ヘ四十萬噸迄
 四十七、四十萬噸ヲ超ヘ四十一萬噸迄
 四十八、四十萬噸ヲ超ヘ四十二萬噸迄
 四十九、四十萬噸ヲ超ヘ四十三萬噸迄
 五十、四十萬噸ヲ超ヘ四十四萬噸迄
 五十一、四十萬噸ヲ超ヘ四十五萬噸迄
 五十二、四十五萬噸ヲ超ヘ四十六萬噸迄
 五十三、四十五萬噸ヲ超ヘ四十七萬噸迄
 五十四、四十五萬噸ヲ超ヘ四十八萬噸迄
 五十五、四十五萬噸ヲ超ヘ四十九萬噸迄
 五十六、四十五萬噸ヲ超ヘ五十萬噸迄
 五十七、五十萬噸ヲ超ヘ五十一萬噸迄
 五十八、五十萬噸ヲ超ヘ五十二萬噸迄
 五十九、五十萬噸ヲ超ヘ五十三萬噸迄
 六十、五十萬噸ヲ超ヘ五十四萬噸迄
 六十一、五十萬噸ヲ超ヘ五十五萬噸迄
 六十二、五十五萬噸ヲ超ヘ五十六萬噸迄
 六十三、五十五萬噸ヲ超ヘ五十七萬噸迄
 六十四、五十五萬噸ヲ超ヘ五十八萬噸迄
 六十五、五十五萬噸ヲ超ヘ五十九萬噸迄
 六十六、五十五萬噸ヲ超ヘ六十萬噸迄
 六十七、六十萬噸ヲ超ヘ六十一萬噸迄
 六十八、六十萬噸ヲ超ヘ六十二萬噸迄
 六十九、六十萬噸ヲ超ヘ六十三萬噸迄
 七十、六十萬噸ヲ超ヘ六十四萬噸迄
 七十一、六十萬噸ヲ超ヘ六十五萬噸迄
 七十二、六十五萬噸ヲ超ヘ六十六萬噸迄
 七十三、六十五萬噸ヲ超ヘ六十七萬噸迄
 七十四、六十五萬噸ヲ超ヘ六十八萬噸迄
 七十五、六十五萬噸ヲ超ヘ六十九萬噸迄
 七十六、六十五萬噸ヲ超ヘ七十萬噸迄
 七十七、七十萬噸ヲ超ヘ七十一萬噸迄
 七十八、七十萬噸ヲ超ヘ七十二萬噸迄
 七十九、七十萬噸ヲ超ヘ七十三萬噸迄
 八十、七十萬噸ヲ超ヘ七十四萬噸迄
 八十一、七十萬噸ヲ超ヘ七十五萬噸迄
 八十二、七十五萬噸ヲ超ヘ七十六萬噸迄
 八十三、七十五萬噸ヲ超ヘ七十七萬噸迄
 八十四、七十五萬噸ヲ超ヘ七十八萬噸迄
 八十五、七十五萬噸ヲ超ヘ七十九萬噸迄
 八十六、七十五萬噸ヲ超ヘ八十萬噸迄
 八十七、八十萬噸ヲ超ヘ八十一萬噸迄
 八十八、八十萬噸ヲ超ヘ八十二萬噸迄
 八十九、八十萬噸ヲ超ヘ八十三萬噸迄
 九十、八十萬噸ヲ超ヘ八十四萬噸迄
 九十一、八十萬噸ヲ超ヘ八十五萬噸迄
 九十二、八十五萬噸ヲ超ヘ八十六萬噸迄
 九十三、八十五萬噸ヲ超ヘ八十七萬噸迄
 九十四、八十五萬噸ヲ超ヘ八十八萬噸迄
 九十五、八十五萬噸ヲ超ヘ八十九萬噸迄
 九十六、八十五萬噸ヲ超ヘ九十萬噸迄
 九十七、九十萬噸ヲ超ヘ九十一萬噸迄
 九十八、九十萬噸ヲ超ヘ九十二萬噸迄
 九十九、九十萬噸ヲ超ヘ九十三萬噸迄
 一百、九十萬噸ヲ超ヘ九十四萬噸迄
 一百一、九十萬噸ヲ超ヘ九十五萬噸迄
 一百二、九十五萬噸ヲ超ヘ九十六萬噸迄
 一百三、九十五萬噸ヲ超ヘ九十七萬噸迄
 一百四、九十五萬噸ヲ超ヘ九十八萬噸迄
 一百五、九十五萬噸ヲ超ヘ九十九萬噸迄
 一百六、九十五萬噸ヲ超ヘ一拾萬噸迄
 一百七、一拾萬噸ヲ超ヘ一拾一萬噸迄
 一百八、一拾萬噸ヲ超ヘ一拾二萬噸迄
 一百九、一拾萬噸ヲ超ヘ一拾三萬噸迄
 二百、一拾萬噸ヲ超ヘ一拾四萬噸迄
 二百一、一拾萬噸ヲ超ヘ一拾五萬噸迄
 二百二、一拾五萬噸ヲ超ヘ一拾六萬噸迄
 二百三、一拾五萬噸ヲ超ヘ一拾七萬噸迄
 二百四、一拾五萬噸ヲ超ヘ一拾八萬噸迄
 二百五、一拾五萬噸ヲ超ヘ一拾九萬噸迄
 二百六、一拾五萬噸ヲ超ヘ二十萬噸迄
 二百七、二十萬噸ヲ超ヘ二十一萬噸迄
 二百八、二十萬噸ヲ超ヘ二十二萬噸迄
 二百九、二十萬噸ヲ超ヘ二十三萬噸迄
 三百、二十萬噸ヲ超ヘ二十四萬噸迄
 三百一、二十萬噸ヲ超ヘ二十五萬噸迄
 三百二、二十萬噸ヲ超ヘ二十六萬噸迄
 三百三、二十萬噸ヲ超ヘ二十七萬噸迄
 三百四、二十萬噸ヲ超ヘ二十八萬噸迄
 三百五、二十萬噸ヲ超ヘ二十九萬噸迄
 三百六、二十萬噸ヲ超ヘ三十萬噸迄
 三百七、三十萬噸ヲ超ヘ三十一萬噸迄
 三百八、三十萬噸ヲ超ヘ三十二萬噸迄
 三百九、三十萬噸ヲ超ヘ三十三萬噸迄
 四百、三十萬噸ヲ超ヘ三十四萬噸迄
 四百一、三十萬噸ヲ超ヘ三十五萬噸迄
 四百二、三十五萬噸ヲ超ヘ三十六萬噸迄
 四百三、三十五萬噸ヲ超ヘ三十七萬噸迄
 四百四、三十五萬噸ヲ超ヘ三十八萬噸迄
 四百五、三十五萬噸ヲ超ヘ三十九萬噸迄
 四百六、三十五萬噸ヲ超ヘ四十萬噸迄
 四百七、四十萬噸ヲ超ヘ四十一萬噸迄
 四百八、四十萬噸ヲ超ヘ四十二萬噸迄
 四百九、四十萬噸ヲ超ヘ四十三萬噸迄
 五百、四十萬噸ヲ超ヘ四十四萬噸迄
 五百一、四十萬噸ヲ超ヘ四十五萬噸迄
 五百二、四十五萬噸ヲ超ヘ四十六萬噸迄
 五百三、四十五萬噸ヲ超ヘ四十七萬噸迄
 五百四、四十五萬噸ヲ超ヘ四十八萬噸迄
 五百五、四十五萬噸ヲ超ヘ四十九萬噸迄
 五百六、四十五萬噸ヲ超ヘ五十萬噸迄
 五百七、五十萬噸ヲ超ヘ五十一萬噸迄
 五百八、五十萬噸ヲ超ヘ五十二萬噸迄
 五百九、五十萬噸ヲ超ヘ五十三萬噸迄
 六百、五十萬噸ヲ超ヘ五十四萬噸迄
 六百一、五十萬噸ヲ超ヘ五十五萬噸迄
 六百二、五十五萬噸ヲ超ヘ五十六萬噸迄
 六百三、五十五萬噸ヲ超ヘ五十七萬噸迄
 六百四、五十五萬噸ヲ超ヘ五十八萬噸迄
 六百五、五十五萬噸ヲ超ヘ五十九萬噸迄
 六百六、五十五萬噸ヲ超ヘ六十萬噸迄
 六百七、六十萬噸ヲ超ヘ六十一萬噸迄
 六百八、六十萬噸ヲ超ヘ六十二萬噸迄
 六百九、六十萬噸ヲ超ヘ六十三萬噸迄
 七百、六十萬噸ヲ超ヘ六十四萬噸迄
 七百一、六十萬噸ヲ超ヘ六十五萬噸迄
 七百二、六十五萬噸ヲ超ヘ六十六萬噸迄
 七百三、六十五萬噸ヲ超ヘ六十七萬噸迄
 七百四、六十五萬噸ヲ超ヘ六十八萬噸迄
 七百五、六十五萬噸ヲ超ヘ六十九萬噸迄
 七百六、六十五萬噸ヲ超ヘ七十萬噸迄
 七百七、七十萬噸ヲ超ヘ七十一萬噸迄
 七百八、七十萬噸ヲ超ヘ七十二萬噸迄
 七百九、七十萬噸ヲ超ヘ七十三萬噸迄
 八百、七十萬噸ヲ超ヘ七十四萬噸迄
 八百一、七十萬噸ヲ超ヘ七十五萬噸迄
 八百二、七十五萬噸ヲ超ヘ七十六萬噸迄
 八百三、七十五萬噸ヲ超ヘ七十七萬噸迄
 八百四、七十五萬噸ヲ超ヘ七十八萬噸迄
 八百五、七十五萬噸ヲ超ヘ七十九萬噸迄
 八百六、七十五萬噸ヲ超ヘ八十萬噸迄
 八百七、八十萬噸ヲ超ヘ八十一萬噸迄
 八百八、八十萬噸ヲ超ヘ八十二萬噸迄
 八百九、八十萬噸ヲ超ヘ八十三萬噸迄
 九百、八十萬噸ヲ超ヘ八十四萬噸迄
 九百一、八十萬噸ヲ超ヘ八十五萬噸迄
 九百二、八十五萬噸ヲ超ヘ八十六萬噸迄
 九百三、八十五萬噸ヲ超ヘ八十七萬噸迄
 九百四、八十五萬噸ヲ超ヘ八十八萬噸迄
 九百五、八十五萬噸ヲ超ヘ八十九萬噸迄
 九百六、八十五萬噸ヲ超ヘ九十萬噸迄
 九百七、九十萬噸ヲ超ヘ九十一萬噸迄
 九百八、九十萬噸ヲ超ヘ九十二萬噸迄
 九百九、九十萬噸ヲ超ヘ九十三萬噸迄
 一千、九十萬噸ヲ超ヘ九十四萬噸迄

第四章 役員

第十五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 一、會長 一名
 二、副會長 一名
 三、理事 十名以内
 四、監事 五名以内
 五、評議員 十名以内
 第十六條 會長、副會長ハ總會ニ於テ正會員ヨリ之ヲ選舉スルモノトシ、理事、監事、評議員ハ正會員又ハ准會員中

HONDA MINE LAMP

100%の明るさ
 軽くて
 堅い

化學日本の誇り
 坑内安全灯界の王座

本標
 本店 支店
 東京 丸の内
 代理店 大連 奉天

阪塚市
 本多商店九州出張所

第十七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會務ヲ執行ス

第十八條 本會役員ハ名譽職ニシテ無報酬トス

第十九條 會長ハ任期ハ三年トス

第二十條 會長ハ必要アリト認ムルキハ會務ノ範圍ヲ理事會ニ諮リ臨時ニ會員中ヨリ委員若干名ヲ任命スルコトヲ得

第五章 資產及會計

第二十二條 本會ノ資產ハ基本金、會費及寄附金其ノ他ノ收入金ヲ以テ組織ス

第二十三條 本會ノ總費ハ基本金ノ利息、收入會費、寄附金其ノ他得

第二十四條 會費ハ其ノ年度ノ豫算ニ應ジ總會ニ諮リ必要ナル金額ヲ決定スルモノトス

第二十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十六條 本會ノ豫算ハ理事會ノ承認ヲ經テ、決算ハ總會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第六章 會議

第二十七條 會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之レヲ基本金ニ繰入レ又ハ翌年度ニ繰越セヨトヲ得

第二十八條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

第一 臨時總會

第二 評議員會

第三 委員會

第四 臨時總會

第五 評議員會

第二十九條 臨時總會ハ每四月中一回會長之レヲ召集シ決算ノ承認ヲ求メ會務ノ報告ヲナシ重要ナル事項ヲ決議ス

第三十條 臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル場合若クハ會員半數以上ノ請求アリタルトキ之レヲ召集ス

第三十一條 臨時總會ハ會長、副會長及理事ヲ以テ組織シ會長ニ於テ必要ト認メタル場合若クハ理事半數以上ノ請求アリタルトキ之レヲ召集ス

第三十二條 臨時總會ハ會長ヲ徵スル必要アリト認メタル場合ハ其ノ出席ヲ求ムルコトアルベシ

第三十三條 臨時總會ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得其場合ハ理事會同様決議權ヲ有スルモノトス

第三十四條 臨時總會ハ會長必要アリト認メタルトキ之レヲ召集ス委員會ハ委員相互ノ申合セニヨリ之レヲ開クモノトス

第三十五條 總會ハ召集スルニハ會議ノ目的タル事項ヲ指示シ少クトモ開會五日前ニ通知ヲナスベシ

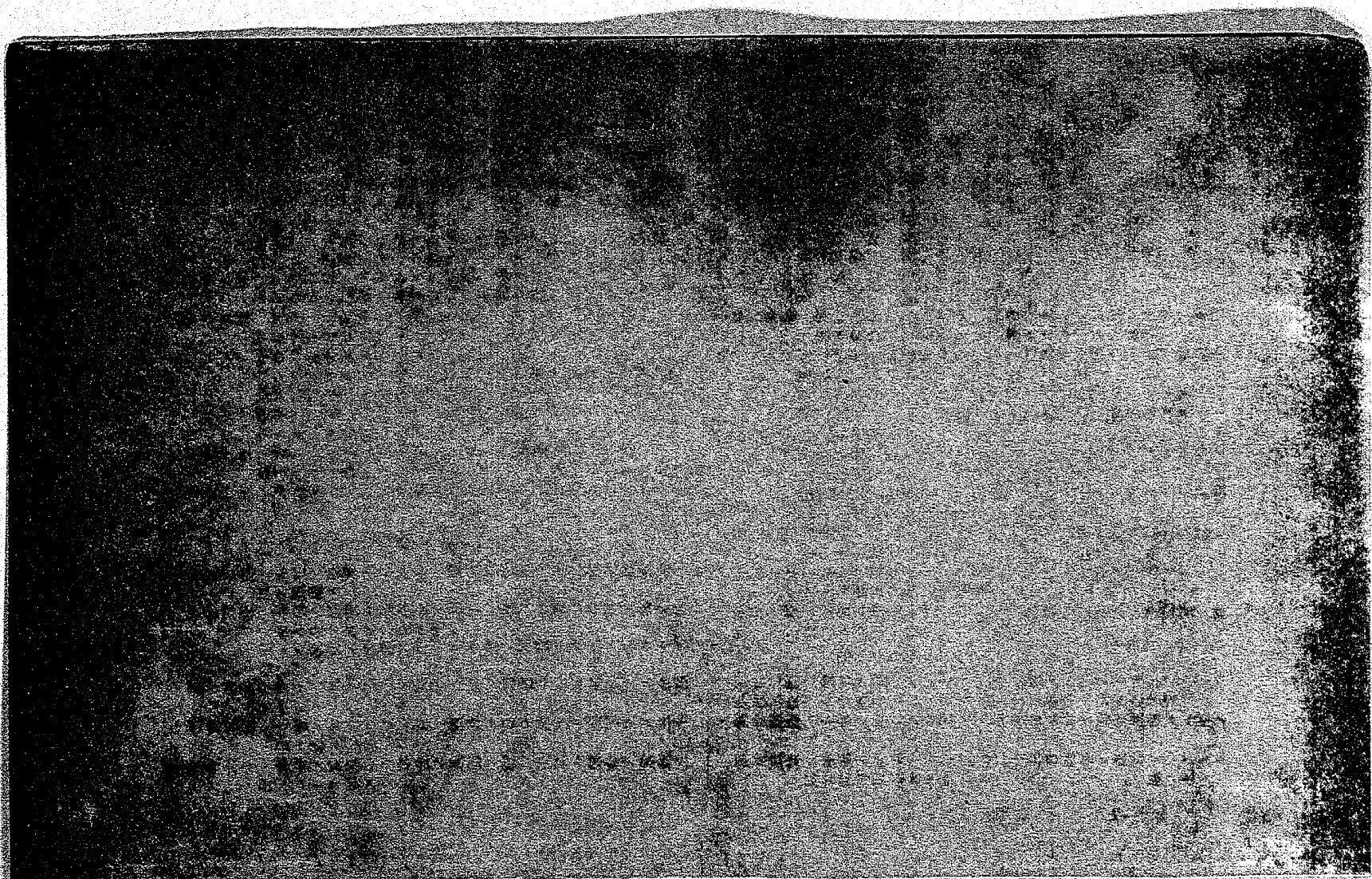
第三十六條 總會ハ出席シ得ザル會員ハ本會會員ニ限リ決議權ヲ委任スルコトヲ得

第三十七條 總會ノ變更ハ總會ノ決議ヲ要スルモノトス

第三十八條 本會事務施行ノ爲メ必要ナル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十九條 本會ニ規定ナキ事項ハ理事會ニ於テ適宜處理スルモノトス

第四十條 本則ハ昭和十二年四月二十三日總會ノ決議ヲ經タルヲ以テ即時實施スルモノナリ



為石友松
 李互助
 公年一係
 翁存
 互助
 公年一係
 翁存

書下閣孝實條一辭公

御 挨拶

弊社創立以來僅カ半歳ニ過ギズ候得共今ヤ漸ク社基モ鞏固ニ相成業務モ順調ニ進捗致居候事是偏ニ諸彦不斷ノ御指導ト深甚ナル御援助ノ賜ニ外ナラズ衷心感佩罷在候然ルニ此度弊社ハ石炭ノ販賣統制ノミナラス同時ニ生産統制強化ヲ圖ル事ト相成申候ニ付テハ之ガ完成ニハ石炭鑛業互助會ト相連繫ヲ一層緊密ナラシムルコト肝要ニ付此度拙者取締役社長ヲ辭任仕リ今後相談役トシテ從來通り微力ヲ致スコトニ相成尙事務取締役青柳六輔氏モ今般辭任致候ニ付社長後任ニ互助會々長金丸勘吉氏又新ニ副社長ヲ設ケ互助會副會長野上辰之助氏副社長ニ後任事務取締役ニ互助會理事武内禮藏氏夫々就任其衝ニ當ラル、事ニ相成申候就テハ右使命達成ノ爲メ今後共一層ノ御高庇ト御援助ヲ賜度只管奉懇願候

追而拙者等在任中ハ公私共ニ不一方御高配ニ預リ誠ニ難有厚ク御禮申上候何卒今後共不相變御厚誼ノ程偏ニ御願申上候

昭和拾貳年六月

互助會石炭株式會社 中島德松

昨年十一月弊社創立致候以來日尙淺キニモ拘ラズ今ヤ會社ノ基礎モ其緒ニ就キ事業順調ニ進捗致居候事寔ニ大方諸彦ノ御指導ト御援助ノ賜タルハ申迄モ無ク前任諸氏不斷ノ御努力ニ外ナラス只管感謝致シ居リ候處ニ有之候然ルニ今回中島德松氏取締役社長ヲ又青柳六輔氏ハ事務取締役ヲ辭任被致候ニ付拙者等不肖ヲ願ミス社長及副社長並事務取締役ニ就任仕候元ヨリ淺學非才其任ニアラスト存候得共今後ハ會社ノ使命達成ノ爲メ專心邁進可仕候間一層ノ御高庇ト御鞭撻相願度伏而奉懇願候

昭和拾貳年六月

互助會石炭株式會社

社長 金丸勘吉

副社長 野上辰之助

事務取締役 武内禮藏

互助會石炭株式會社

新任社長副社長專務取締役



副社長 野上辰之助氏



社長 金丸勘吉氏



專務取締役 內禮藏氏

謝 辭

互助會石炭株式會社 中島勘吉

昭和九年六月

謝辭

先般、敝會創立以來、蒙各界諸君、及同業諸君、之熱心贊助、不勝感荷、茲因、敝會、業務、漸次、發達、特、將、本、會、之、宗旨、及、業務、之、概況、略述、於、後、以、答、諸、君、之、垂、青、焉、

敝會之宗旨、在於、採掘、石炭、以、供、社會、之、需要、而、謀、社會、之、福利、也、茲、因、本、會、之、業務、漸次、發達、特、將、本、會、之、宗旨、及、業務、之、概況、略述、於、後、以、答、諸、君、之、垂、青、焉、

互助會石炭株式會社

昭和九年六月

專務取締役 內禮藏

副社長 野上辰之助

社長 金丸勘吉

先般、敝會創立以來、蒙各界諸君、及同業諸君、之熱心贊助、不勝感荷、茲因、敝會、業務、漸次、發達、特、將、本、會、之、宗旨、及、業務、之、概況、略述、於、後、以、答、諸、君、之、垂、青、焉、

石炭鑛業 互助會報

第六號

目次

本會々則 (寫眞)	公府一條實孝閣下	(頁外)
揆書		(頁外)
社長、副社長、專務取締役(寫眞)		(頁外)
就任に際して	武内禮藏	(三)
最近の物價對策	古田慶三	(三)
鑛夫の雇傭役勞に關する講演	坂本行敬	(七)
退職積立金及退職手當法に關する質疑解答速記録		(三)
本會記事		(七)
石炭海運賃		(四)
燃料局官制		(四)
五ヶ年間内地石炭需要推定		(四)
野上副會長歐米視察		(四)
彙報		(四)
石炭鑛業權設定	福岡鑛山監督局管内	(五)
統計		(六)

就任に際して

互助會石炭株式會社
專務取締役 武 内 禮 藏

互助會石炭株式會社は、互助會系の石炭販賣統制會社として昨年十一月創立せられまして、茲に漸く半歳を経過したに過ぎませんが、其間に於て、社長中島徳松氏、專務取締役青柳六輔氏等の指導宜しきを得て、短日月にも拘らず、一步一歩健實なる歩みを辿りつゝあります。最近中島社長、青柳專務の兩先輩が、會社の基礎も固つたので勇退せられることになりました。

それで、今回石炭鑛業互助會と互助會石炭株式會社の一元的統制を圖ることになりまして、這般の重役會並に臨時株主總會に於て、相談役に前社長中島徳松氏を推薦し、社長に互助會々長金丸勘吉氏、副社長に互助會副會長野上辰之助氏が就任せられると同時に、不肖は專務取締役に選任せられました。固より淺學非才その器でなく、其の上自分として事業もあり、常任出来ない事情があるので、其の點特に株主諸君の諒解を得て、就任致しましたやうな次第であります。申すまでもなく、現下の我が石炭界は、準戰時體制下に於ける産業發展の原動力なれば、需要激増豫想による増産計畫、炭價問題に關する供給の合理化方策等々、幾多の難問題を控へて居る現状なれば、相談役、社長、副社長、株主各位の御指導と社員一同の一致協力により、至誠互助、一意専心、我が炭界のために微力を盡したいと思ひますから、今後一層御鞭撻御協力を切望する次第であります。

最近の物價對策

昭和石炭株式會社
取締役社長 古 田 慶 三

昨今の物價騰貴には、原因として擧げられる事象は種々あるであらうが、究極する處は近年急激の需要増加に對して供給が之に伴はず、而かもそれが世界的である處に重要さがあると思ふ。

世界の各國は競ふて軍備の擴充に専念し、歴大な豫算を計上して、準戰時體制の確立に急ぎ、爲めに、直接軍需品は無論、一時的貯藏を目的とする鐵其他平時的諸物資に至るまで需要が急激に喚起せられ所謂思惑的人爲相場の暴騰を來せしものあらん。而して、是等需要増加に伴ふ事業の活動は失業者の就職を促し、全般的に購買力が高まり經濟活動が旺盛になつて來たこと等需要の増加に對して供給が是れに伴はぬと言ふ點と、一部思惑賣賞の行はるゝ事が主要な原因であつて、加ふるに此の豫算を遂行する爲めに公債が増發せられ、インフレーションが漸く浸潤して來た事にも其の一半の原因があると見られる。

我國の事情も此の世界的事情と其の軌を一にし、國內資源の貧弱、殊に原料資源に恵まれて居ない事は、是れが充足に一層の無理が行はれた丈けに、更に輪を掛けて、需給の不均衡を來して居るものと見られる。

要するに冒頭にも述べた如く、此の物價騰貴が需要増加に對する供給不足と言ふ經濟原則を一步も出で、居ない以上、

而かも世界的に共通の事象である以上、是れに對し、我國丈で人為的に姑息な手段を採つて抑制を行ふとしても、其の效果は薄弱であり、無理に強行手段を講じて抑制する時は、却つて事態の悪化を招來し、延いては國策の遂行にも支障を生ずる虞なしとしない。

斯くの如く今日我國の悩みは、原料品を始めとして各種の物資の供給が不足して居ることに存し、是れが充足を計ることが最も急務とせられて居り、且つ此の事が物價對策の最も合理的なものであり根本的なものであらう。

不足せる供給を充足する爲めには、國內にて生産を大いに奨励助成せしむることが急務であり、利益なき事業は如何に大聲叱呼して發展を促すも、又如何に國家的犠牲を拂はしめんとするも、其の效果は微弱である。或は事業の性質に依つては不利の時代は是を保護奨励するは國策として不得止るべく、特に軍事上必要のものに向ては、諸外國の例に徴するも多額の補助を與へ、其の事業發達の促進を計りつゝある現狀である。

單に物價の騰勢を抑止する政策を採り、國家統制に依り之を強行するに於ては、事業の擴張は阻止せられ、所期の生産増加は實現困難となり、却つて需給不均衡の度は更に高まり、遂には物價の暴騰を來たす様な事態の發生を見ないとも限らぬのである。

現に石炭鑛業に就て見るに、本邦石炭の需要は昭和六年には一、七〇〇萬噸見當であつたものが、昭和十一年には四、三五〇萬噸見當に達し、此の五ヶ年間に一、六五〇萬噸、約六〇%の激増を示して居る。而して、今後も猶人造石油の需要は別として、年々三/四〇〇萬噸の需要増加を豫想せらる、恐らく五年後の昭和十六年頃には六、〇〇〇萬噸以上、人造石油の原料炭を加算すれば七、〇〇〇萬噸に垂んとする需要高となるであらう。

此の將來増大すべき需要に對し、供給の不安なからしめる事は非常な大事業であつて、是れが解決の如何は國運の消長に尠からぬ關係を持つのである。然るに内國炭業は昭和六、七年の頃には各炭鑛の出炭の制限を享けて居たのであるが、打續く需要の激増に順應して、年々供給の増加を計つてフルに働いて居るので、今後の自然増加は現在の炭鑛の設備擴張に依り之を供給するを得るとしても、新に起る事業の需要即ち人造石油の如きは全く新炭田の開發に俟つ外はないと思はれる。

而かも、新坑を開發して所期の出炭を見る迄には相當の長年月を要するのみならず、是れに伴ひ技術員の養成、労働者の募集、運搬及び港灣の設備擴大等豫め準備を要する諸問題を考慮せねばならぬ。

是れに對しては官民協力、増産が容易に實現を見る具體的計畫を急速に決定するを要する。苟しくも事業の發展を阻害し、生産に悪影響を及ぼす如き政策は絶體に避けられねばならぬ。

現下の炭鑛經營の實情よりすれば、新坑開發は固より、在來鑛の擴張にしても、漸次採掘條件の低下を見るのであるから、從來以上に多額の資金を要し、且つ、物價騰貴及炭鑛労働者の不足は勞銀の昂騰を必要ならしめ、全般に採掘原價を上昇せしめるのである。此の場合に、強制的に炭價の引下げを行ふ等の抑制策が採用せられるとせんか、炭業者の不安を醸成し、所期の増産は活潑に行はれず、延いては石炭飢饉を招來すると言ふ、眞に憂慮すべき事態に立到るであらう。

需要が均衡を得れば、自然炭價の安定を見らるゝのであるから、目前の問題は先づ生産力の擴充に存する。炭價の問題は宜敷此の角度より慎重に検討せらるべきで、抑制のみが對策ではない。適當の炭價は是れを認めねばなるまい。

凡そ物價の騰落は、需要の不均衡に原因するてふ經濟學上の原則は動かさないものである。一時人為的に此の原則を無視

しても決して永續し難い、早晚破綻に見舞はれねばならない。
 我國産業の各部門に亘つて、多かれ少なかれ以上述べた石炭鑛業と同様の事情が存在するのであるから、よく需給の統制を計り、市價を適當の點に認めて資源の開発を奨励し、國內にて不足する諸原料の輸入は之を加工して商品となし國內の需要を充たし、更に進んで海外輸出を助成し國際貸借のバランスを計り、以て爲替の安定を確保するを得ば、物價は自ら其の處を得ることゝなるであらう。

以上の如く需要に對して生産の増加を計るは、現下の我が國情に於て最も急務とすると同時に、消費の合理化を勵行し生産奨励と併行することが必要である。此の非常時に對處するは舊慣に拘泥せず思切つた改革を斷然決行するを要す、獨り石炭鑛業のみならず、内地多年泰平に慣れ、安眠に墮せんとする各方面各種の問題に對し、深く反省考慮すべきである。唯最後に注意を要するのは思惑による人爲的物價昂騰である。例へば高値見越による實需以上の買思惑、關稅等の問題に關聯する思惑輸入、或は商品を貯藏し供給の不足を告げ人爲的に市價を左右せしめ、市價を攪亂するが如きは嚴重に戒しめられねばならぬ。然し是れとても何處までが思惑による騰貴で、何處までが必要的のそれであるか其間の限界は容易に見出し難いから、各種商品に就き實際を検討する必要はあらんも、單に商品の價格を一定して、法律的に強制する等價格のみに即した對策は如何に無理を生ずると思ふ。

須く合理的に行ふべきで、此點に就ては鞏固なる統制に依つて需給を調節せしめ、其間、思惑の行はれる餘地を無からしめるのが必要である。要するに、物價對策は我國産業の向ふべき方針を確立し、的確に之を認識せしめ、物價の動く根元を爲す需給調節に重點を置き、是れが均衡を得せしむるのが最善の方策であると思ふ。 (一一、六、四日)

鑛夫の雇傭勞役に關する講演 (五)

前福岡鑛山監督局監督官補 坂 本 行 敬

本文は昨年八月福岡縣嘉穂郡上山田公會堂及直方市公會堂に於て各鑛山實務者の爲にしたる講演を更に筆述し系統立てたものである。

第七條ノニ 坑内ニ就業スル鑛夫ニ付テハ坑口ニ入りタル時ヨリ坑口ヲ出タル時迄ノ時間ヲ其ノ就業時間ト看做ス

鑛業權者一團トシテ入坑及出坑スル鑛夫ニ關シ其ノ入坑開始ヨリ入坑終了迄ノ時間ニ付鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタル

トキハ第五條第一項ノ規定ノ適用ニ付入坑終了ヨリ出坑終了迄ノ時間ヲ其ノ團ニ屬スル鑛夫ノ就業時間ト看做ス

鑛業權者坑口ニ近キ坑内ノ鑛夫點檢場所ニ關シ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ前二項及第三十五條ノ規定ノ適用

ニ付其ノ場所ヲ坑口ト看做ス

本條第一項の規定は、坑内勞働時間計算の起算點を明確にしたものでありまして、從來我國に於きましては、此の起算點の定がなかつた爲、まぢ／＼になつて居つたのを、此の改正に依つて起算點が坑口であること即ち坑内就業時間は鑛夫が坑口に入りたる時より坑口を出でたる時迄の時間であると云ふことが、明示されたのであります。

本條第二項は、鑛夫が一團として(探炭夫一番方又は探炭夫、支柱夫の一番方等)入坑し且つ出坑する場合(入坑時は同時であつても出坑時刻が異なるものは一團として入坑且つ出坑するものとは看做さぬ)は其の團體が入坑及出坑する爲に

は時間の中を要する關係上、其の入坑開始より入坑終了迄の時間について、鑛山監督局長の許可を受けた場合は、第五條第一項の規定（鑛業權者ハ一日ニ付十時間ヲ超エテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス）の適用については、入坑終了より出坑終了迄の時間を、其の團に屬する鑛夫の就業時間と看做すと云ふのでありますから、入坑開始から入坑終了迄の時間は、就業時間の計算に入れなければならないことなるのであります。

本條第三項は、鑛業權者が後に述ぶる様な要領に依て、坑口に近き坑内の鑛夫點檢場所に關して鑛山監督局長の許可を受けた場合は、前二項及第三十五條の規定の適用については、其の鑛夫點檢場所を坑口と看做すと云ふのでありますから鑛夫點檢場所が、就業時間の起算點となる譯でありまして、坑口から點檢場所に到達する迄の時間は、就業時間中に算入されないのであります。

以上述べましたのは、條文の一應の解釋であります、右の場合鑛山監督局長の許可を受くるに必要な手續及社會局及鑛山監督局の許可方針について申上ませう。

改正鑛夫勞務扶助規則施行ニ伴フ許可方針

一、第五條第二項ノ許可ハ左記ニ該當スル者ニシテ實際ノ事情ニ鑑ミ同條第一項ニ準據シ難キモノニ限ルコト

【甲】 監視ヲ主トスル業務ニ従事スル者

- (イ) 火番、門番、戸番、火藥番、見張番、詰所番、守衛等ノ如ク一定部署ニ在リテ監視スルヲ本來ノ業務トスルモノ
- (ロ) 唧筒方、壓風機運轉夫、扇風機運轉夫、電工、配電方等ノ如ク身體勞作少ク主トシテ一定部署ニ於テ機械ノ運轉ヲ監視スルモノ

(ハ) エンドレス監視、車道番、人道番、信號夫等ノ如ク一定部署ニ在リテ運搬ノ見張又ハ監視ニ従事スルモノ

(ニ) 係員ノ補佐トシテ監督又ハ監視ノ業務ニ従事スルモノ

【乙】 間歇的業務ニ従事スル者

(イ) 棹取、馬丁、捲方、人車車掌等運搬ニ従事スル業務ニシテ一般鑛夫ニ先立チテ入坑シ之ニ遅レテ出坑スルヲ要スルモノ其ノ中間ニ於テハ作業閑散ナルモノ又ハ常態トシテ在坑時間中實勞働時間六時間ヲ超エサルモノ（後段モ運搬ニ従事スルモノニ限ルモノトス）

(ロ) 大工、電工其ノ他修繕夫ニシテ業務閑散ナルモ事故發生ノ場合ニ備フル爲交替制ニ依リ晝夜繼續シテ坑内一定部署ニ在ルコトヲ要スルモノ

二、第七條ノ二第二項ノ入坑所要時間ノ許可ニ付テハ

(イ) 二十人以下ノモノハ一團トシテノ入坑所要時間ヲ認メサルコト

注意、福岡鑛山監督局ニ於テハ四十人以下ノモノハ其ノ要ナシト認メ入坑所要時間ヲ認メズ

(ロ) 坑口ニテ坑内就業時間ヲ算定スル場合ニ於テ

- (1) 徒歩ニテ出入坑スル場合ニハ原則トシテ三十分以内トシ一坑ニ於テ一團トシテ出入坑スル者ガ二百人ヲ超ユルモノニ付テハ一時間以内トスルコトヲ得ルコト

注意、福岡鑛山監督局ニ於テハ徒步入坑ノ場合ニ於ケル入坑所要時間ノ許可ハ左記標準ニ依リ取扱フコトニシテ居ル

四十人——七十人 十分間。 七十一人——百二十人 二十分間。
 百二十一人——二百人 三十分間。 二百一人——三百人 四十分間。
 三百一人——四百人 五十分間。 四百人ヲ超ユル場合 一時間。

(2) 人車又ハケージニ依リ出入坑スル場合ハ合理的所要時間(一回ノ乗降時間トシテケージノ場合三十秒、人車ノ場合三分トシ之レニ通常ノ運轉時間ヲ加ヘテ算出ス)ニ其ノ三割ヲ加ヘタル時間以内トスルコト

(イ) 坑内點檢場所ニ於テ坑内就業時間ヲ算定スル場合ハ各點檢場所々屬鑛夫ヲ一團トシテ(ロ)ノ標準ニ準シテ所要時間ヲ算定スルコト但シ坑内點檢場所ニ集合シ就業ノ爲略一齊ニ點檢場所ヲ出發スル場合ニ於テハ一團トシテノ入坑所要時間ヲ認メサルコト

三、第七條ノ二第三項坑内點檢場所ハ主要坑道ニ沿ヒ坑口ヨリ歩行距離六百間以内(人車又ハケージニ依ル距離ハ之ヲ含マス)ニアルモノニ限り、坑口ヨリ之ニ至ル歩道ハ天井通常六尺以上最低五尺五寸ニシテ適當ナル照明設備ヲ有シ通風充分ニシテ危險ノ虞ナク坑外ト大差ナク歩行シ得ルモノタルヲ要スルコト

四、前記一乃至三ノ許可ハ將來事情ノ變更ニ依リ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトアルヘキコト

五、第五條第二項ニ依ル許可ヲ受ケタル者ハ毎年六月末日及十二月末日現在ニ依リ該當業務別鑛夫數(男女及十六歲未満ト其ノ他ノ者トニ分ツコト)ヲ届出ツルコト

以上が社會局の許可方針であります、第五條第二項、第七條ノ二第二項及第三項の許可申請をなす場合に、福岡鑛山監督局では、申請書の様式を左の通り規定して居ります。

(様式第一號)

申請書

何縣探掘權登錄第 號 何鑛山

坑内ニ於テ監視ヲ主トスル業務ニ従事スル者トシテ鑛夫勞役扶助規則第五條第二項ニ依リ昭和 年 月 日ヨリ別紙ノ通御許可被成下度此段申請仕候也

昭和 年 月 日

住 所

鑛業權者(又ハ鑛業代理人) 氏 名 (名稱) 印

福岡鑛山監督局長 殿

注意 正副二通作成(可成美濃紙ヲ用ヒ複寫紙ニ依リ作成スルコト)提出ノコト

(別紙)

監視ヲ主トスル業務ニ従事スル者

鑛山名

(1) 坑口名

(2) 使用スヘキ見込總人員(十六歲未満ノ者及女子其ノ他ノ者)

計	業務名	作業場所	監視ノ種別		就業時間以内ニテ作業シ難キ事由
			見込人員	就業時間	

備考

- 一、本表ハ坑口別ニ作成スルコト
- 二、本表中(1)ハ實際ノ坑口名(例セハ萬田坑又ハ四ツ山堅坑等ノ如シ)ヲ記載スルコト
- 三、本表中(2)ハ其ノ坑口ニ於テ監視ヲ主トスル業務ニ従事スルモノトシテ使用スヘキ見込人員ノ總計ヲ十六歳未満ノ者及女子ト其ノ他ノ者トニ区分シ記載スルコト
- 四、本表ハ左記監視ノ種別毎ニ順ヲ逐フテ作成スルコト
 - (イ) 火番、門番、戸番、火薬番、見張番、詰所番、守衛等ノ如ク一定部署ニ在リテ監視スルヲ本来ノ業務トスルモノ
 - (ロ) 唧筒方、壓風機運轉夫、扇風機運轉夫、電工、配電方等ノ如ク身體勞作少ク主トシテ一定部署ニ於テ機械ノ運轉ヲ監視スルモノ
 - (ハ) エンドレス監視、車道番、人道番、信號夫等ノ如ク一定部署ニ在リテ運搬ノ見張又ハ監視ニ従事スルモノ

- (ニ) 係員ノ補佐トシテ監督又ハ監視ノ業務ニ従事スルモノ
- 五、本表中(3)ハ前記監視ノ種別ノ区分ヲ記載スルコト
- 六、本表中(4)ハ火番、門番等監視ノ種別中ニ記載シタル如キ業務名ヲ記載ヲ且左傍ニ括弧ヲ設ケ其ノ鐵山ノ雇勞役規則第一條ノ該當業務名ヲ記載スルコト
- 七、本表中(5)ハ本卸何片ノ上約何間ノ箇所又ハ本卸何片ヨリ何片迄ノ運搬坑道等ノ如ク記載シ且作業場所ノ異ル毎ニ別欄トスルコト
- 八、本表中(6)ハ作業場所毎ニ十六歳未満ノ者及女子ト其ノ他ノ者トニ区分シ記載スルコト
- 九、本表中(7)ハ作業場所毎ニ十歳未満ノ者及女子ト其ノ他ノ者トニ区分シ第一番制又ハ二交替制ニ付午前何時ヨリ午後何時迄何時間等ト記載スルコト
- 一〇、本表中(8)ハ監視的作業状況ヲ詳記スルコト
- 一一、本表中(9)ハ就業時間ヲ十時間以内ニ止ムルトキハ如何ナル支障ヲ來スカ等其ノ實情ヲ具體的ニ詳記スルコト
- 一二、鐵勞役扶助規則第六條ノ規定ニ依リ鐵業權者ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得サルニ付本申請ニ於テモ當然右ノ制限ヲ受クヘキコトヲ了知ノコト

(様式第二號)

申請書

何縣採掘權登錄第 號 何鐵山

坑内ニ於テ間歇的ナル業務ニ従事スル者トシテ鐵勞役扶助規則第五條第二項ニ依リ昭和 年 月 日ヨリ別紙ノ通御許可被成下度此段申請仕候也

昭和 年 月 日

住所

鐵業權者(又ハ鐵業代理人) 氏 名 (名稱) 印

福岡鑛山監督局長

殿

注意

正副二通作成（可成美濃紙ヲ用ヒ複寫紙ニ依リ依成スルコト）提出ノコト

（別紙）

間歇的ナル業務ニ従事スル者

鑛山名

(1) 坑口名

(2) 使用スヘキ見込總人員（十六歳未満ノ者及女子其ノ他ノ者）

計	間歇的ノ種別	業務名	作業場所	見込人員	就業時間	作業状況	常態トシテノ在坑時	
							間中ノ實労働時間	就業時間十時間以内ニテ作業シ難キ事由

備考

- 一、本表ハ坑口別ニ作成スルコト
- 二、本表中(1)ハ實際ノ坑口名（例セハ萬田炭坑又ハ四ツ山堅坑ノ如シ）ヲ記載スルコト
- 三、本表中(2)ハ其ノ坑口ニ於テ間歇的ナル業務ニ従事スル者トシテ使用スヘキ見込人員ノ總計ヲ十六歳未満ノ者及女子ト其ノ他ノ者トニ區分シテ記載スルコト
- 四、本表ハ左記間歇的ノ種別毎ニ順ヲ逐フテ作成スルコト
 - (イ) 掉取、馬丁、捲方、人車々掌等運搬ニ従事スル業務ニシテ一般鑛夫ニ先立チテ入坑シ之ニ遅レテ出坑スルヲ要スルモ其ノ中間ニ於テハ作業閑散ナルモノ
 - (ロ) 掉取、馬丁、捲方、人車々掌等運搬ニ従事スル業務ニシテ常態トシテ在坑時間中實労働時間六時間ヲ超エサルモノ
 - (ハ) 大工、電工其ノ他ノ修繕夫ニシテ業務閑散ナルモ事故發生ノ場合ニ備フル爲メ交替制ニ依リ晝夜繼續シテ坑内一定部署ニ在ルコトヲ要スルモノ
- 五、本表中(3)ハ前記間歇的ノ種別ノ區分ヲ記載スルコト
- 六、本表中(4)ハ掉取、馬丁等間歇的ノ種別中ニ記載シタル如キ業務名ヲ記載シ且左傍ニ括弧ヲ設ケ其ノ鑛山ノ雇備勞役規則第一條ノ該當業務名ヲ記載スルコト
- 七、本表中(5)ハ本卸何片ノ上約何間ノ箇所又ハ本卸何片ヨリ何片迄ノ運搬坑道等ノ如ク記載シ且作業場所ノ異ル毎ニ別欄トスルコト
- 八、本表中(6)ハ作業場所毎ニ十六歳未満ノ者及女子ト其ノ他ノ者トニ區分シ記載スルコト
- 九、本表中(7)ハ作業場所毎ニ十六歳未満ノ者及女子ト其ノ他ノ者ト區分シ常ニ番制又ハ二交替制ニ付午前何時ヨリ午後何時迄何時間等ト記載スルコト
- 一〇、本表中(8)ハ間歇的作業状況ヲ詳記スルコト
- 一一、本表中(9)ハ間歇的業務ノ總テニ付常態トシテノ在坑時間中ノ實労働時間（大體平均一方ノ實労働時間）ヲ記載スルコト
- 一二、本表中(10)ハ就業時間十時間以内ニ止ムルトキハ如何ナル支障ヲ來スカ等其ノ實情ヲ具體的ニ詳記スルコト
- 一三、鑛夫勞務扶助規則第六條ノ規定ニ依リ鑛業權者ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得サルニ付本申請ニ於テモ當然右ノ制限ヲ受クヘキコトヲ了知ノコト

(様式第三號)

何縣採掘權登録第 號 何鑛山

一團トシテ入坑及出坑スル鑛夫ニ關シ其ノ入坑開始ヨリ入坑終了迄ノ時間トシテ鑛夫勞役扶助規則第七條ノ二第二項ニ依
 リ昭和 年 月 日ヨリ別紙ノ通御許可被成下度此段申請仕候也
 昭和 年 月 日

住 所

鑛業權者(又ハ 鑛業代理人) 氏 名 (名稱) 印

福岡鑛山監督局長 殿

注意 正副二通作成(可成美濃紙ヲ用ヒ複寫紙ニ依リ作成スルコト)提出ノコト

(別紙)

入坑開始ヨリ入坑終了迄ノ時間

鑛山名
 (1) 坑口名

(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)
人車又ハケージノ單線復線ノ別	人車又ハケージノ運轉距離(間)	人車又ハケージノ片道ノ運轉所要時間	團體ノ入坑ニ要スル人車又ハケージノ運轉回數	人車一臺ノ乘車定員及其ノ連結臺數又ハケージノ搭載定員	團體ノ就業時間	團體ノ鑛夫數	入坑所要時間	入坑方法	團體別	點檢場所別

備考 一、本表ハ坑口別ニ作成スルコト

- 二、本表中(1)ハ實際ノ坑口名(例セハ萬田坑、四ツ山暨坑等ノ如シ)ヲ記載スルコト
- 三、本表中(2)ハ坑口ニテ就業時間ヲ算定スル場合ニハ必ス斜線ヲ施シ、坑内點檢場所ニ於テ就業時間ヲ算定スル場合ニハ坑内點檢場所ニ關スル許可申請書ニ記載シタル場所名ヲ記載スルコト
- 四、本表中(3)ハ原則トシテ同一番方(同一就業時間ノモノナルコト勿論)ノ鐵夫ヲ一團トシテ之ヲ記載スルコト但シ同一番方ニ屬スルモノト雖モ業務別又ハ作業區域別ニ分割シ入坑又ハ出坑時刻ヲ異ニスル場合ニハ分割シタル團體ヲ一團ト看做シ之ヲ記載スルモ差支ナキコト尙坑内點檢場所ニ於テ就業時間ヲ算定スル場合ハ各點檢場所所屬鐵夫毎ニ右ノ標準ニ依リ一團トシテ取扱フコト
- 五、本表中(4)ハ實際ノ坑口ヲ出入スルトキ徒歩、人車又ハケージノ孰レニ依ルカノ別ヲ記載スルコト(坑内點檢場所ニ於テ就業時間ヲ算定スル場合モ實際ノ坑口ニ於ケル入坑方法ヲ記載スルコト)
- 六、本表中(5)ハ當該一團體ノ全員ガ繼續的ニ實際ノ坑口ヲ入ル場合ニ於テ最初ノ者ガ入坑セル時ヨリ最後ノ者ガ入坑スル迄ノ時間ヲ記載スルコト(坑内點檢場所ニ於テ就業時間ヲ算定スル場合モ實際ノ坑口ニ於ケル入坑所要時間ヲ記載スルコト)
- 七、本表中(6)ハ當該一團體ノ常態トシテノ鐵夫ヲ記載シ且業務別鐵夫數ヲ内書スルコト
- 八、本表中(7)ハ午前何時ヨリ午後何時迄何時間等ト記載スルコト
- 九、本表中(8)乃至(12)ハ實際ノ坑口ヲ徒歩ニテ出入スル場合ニハ記載ノ要ナク實際ノ坑口ヲ人車又ハケージニテ出入スル場合ニノミ其人車又ハケージニ關スル各事項ノ記載ヲ爲スコト(坑内點檢場所ニ於テ就業時間ヲ算定スル場合モ實際ノ坑口ヲ人車又ハケージニテ出入スル場合ニノミ右ノ記載ヲ爲スコト)

(樣式第四號)

申請書

何縣探掘權登錄第 號 何鐵山

坑内ノ鐵夫點檢場所トシテ鐵夫勞役扶助規則第七條ノ二第三項ニ依リ昭和 年 月 日ヨリ別紙ノ通御許可被成下度平面圖相添へ此段申請仕候也

昭和 年 月 日

住所

鐵業權者(又ハ鐵業代理人) 氏

名(名稱) 印

福岡鐵山監督局長 殿

注意

- 一、正副二通作成(可成美濃紙ヲ用ヒ複寫紙ニ依リ作成スルコト)提出ノコト
- 二、平面圖ハ別紙「平面圖ニ圖示スヘキ事項」ニ依リ正副二通作成添附ノコト

(別紙)

鐵夫點檢場所

鐵山名

(1) 坑口名

(2) 點檢場所名	坑口ヨリ點檢場所迄ノ步行距離(間)	
(3) 坑口ヨリ點檢場所ニ至ル歩道ノ天井ノ高さ	〔五尺五寸以上ノ部分(間)六尺以上ノ部分(間)〕	
坑口ヨリ點檢場所ニ至ル歩道ノ幅員(尺)及運搬車道ニ沿フ歩道ナリヤ又ハ專用歩道(人道)ナリヤノ別		

坑口ヨリ點檢場所ニ至ル步道ノ照明設備及通風ノ狀況	
一人ガ坑口ヨリ點檢場所ニ到達スルニ要スル時間(人車又ハケージノ所要時間ヲモ含ム)	
點檢場所ノ面積(坪)	

備考

- 一、本表ハ坑口別ニ作成スルコト
- 二、本表中(1)ハ實際ノ坑口名(例セハ萬田坑又ハ四ツ山豎坑等ノ如シ)ヲ記載スルコト
- 三、本表中(2)ハ同一坑口内ニ點檢場所ニ以上アル場合ニ適宜名稱ヲ附シ(例セハ第一點檢場所等必ス「點檢場所」ナル名稱ヲ附スルコト)名稱ノ異ル毎ニ別欄トシ記載スルコト
- 四、本表中(3)ノ步道ノ幅員ハ左ノ距離ヲ記載スルコト
 - (イ) 運搬車道ニ沿フ步道ニ付テハ鑛車ノ上縁ト支柱ノ脚ノ内側トノ水平距離
 - (ロ) 専用步道(人道ノコト)ニ付テハ路面ヨリ四尺ノ高サニ於ケル支柱内側ノ水平距離

(別記)

平面圖ニ圖示スヘキ事項 (本圖は坑口別に作成すること)

- 一、坑口ヨリ各作業區域ニ至ル主要坑道及點檢場所ノ位置
- 二、坑口ヨリ徒歩、人車又ハケージニテ點檢場所ニ至ル各區間ノ間數及步道ニ付テハ傾斜ノ度數
- 三、點檢場所ト其ノ所屬作業區域トノ關係及所屬作業區域ノ範圍(着色其ノ他ノ方法ニテ表ハシ何點檢場所ニ屬スルカヲ凡例ニ示スコト)
- 四、同一坑口内ニ於テ相異ル二以上ノ炭層ヲ稼行セル場合ニハ各炭層ト作業區域トノ關係(着色其ノ他ノ方法ニテ表ハシ何炭層ニ屬スルカヲ凡例ニ示スコト)及關係炭層ノ柱狀圖

スルカヲ凡例ニ示スコト)及關係炭層ノ柱狀圖

以上述べました様式に依りまして夫々許可申請を爲し、許可を受けるのでありますが、其の後に於て、就業時間を變更したり、就業人員又は就業場合に異動があつたりした場合は、其の都度變更申請を爲さず(但し鑛夫點檢所の變更場所に限り其の都度)後に述ぶる様に、毎年二回即ち六月及十二月末現在に於ける状況を左記の様式に依つて七月末日及翌年一月末日迄に届出を爲す時、同時に變更申請をすればよいのであります。

夫れから、鑛夫勞務扶助規則第五條第二項に依つて許可を受けた監視を主とする業務又は間歇的なる業務に従事する鑛夫並に同規則第七條ノ二第二項に依り許可を受けた入坑開始より入坑終了迄の時間に關しましては左記様式に依つて毎年六月末日及十二月末日現在に於て、之を作成し、各翌月末日迄に届出を爲し、尙右の業務に従事する鑛夫及入坑開始より入坑終了迄の時間並に坑内の鑛夫點檢場所に關しては左記様式に依つて各坑口に當該坑に關係ある分を掲示することになつて居ります、左に其の様式を記載して御參考に供しませう。(續く)

退職積立金及退職手当法に關する

(三)

質 疑 解 答 速 記 録

昭和十二年一月三十日直方市筑豊鑛山學校にて開催

問 『事業の都合』と云ふ字句がありますが、之は何う云ふことを意味して居るのであるませうか、尙労働者としては働く意思はあるけれども、更に能力をなくして居る場合、解雇したときは之を『事業上の都合に依る解雇』と看做し得るか否うかを尋ねます。

答 單に法律成文を離れて私共考へて見ますときに、既に御承知の通り、己むを得ざる事情に依つて自分が退職を申出で退職するものでも、己むを得ざる事情があつたならば、施行規則二十九條の三項のやうな、負傷疾病其の他老衰の爲め業務に堪へざる時、女子労働者が結婚するとき、或は陸海軍に徴集又は召集せられたとき等に、己むを得ず退職するのであつて、我が儘で退職するものとは看做されたい、看做すべきものではないと云ふ規定があるのでありますから、成文を離れて考へますときは、それと對照しまして事業の側から解雇する場合に於ても、何うも病氣疾

病、老衰の爲に十分仕事が出来ないからと云ふ解雇は、己むを得ざる解雇として、特別の扱ひをすると云ふのが當然だとも考へられるのであります。法の二十六條に於きまして、事業主が事業の都合に依つて労働者を解雇したときは、特別手当を支給するのが原則である、但し命令に定めて居る場合は別だと云ふやうに規定して居るのでありますから、それに對します命令の内容に付ては如何なることを規定すべきかと云ふことは、今申しました成文を離れて申上げました、己むを得ざる事情があつて解雇する場合を、茲に設くべきか否かと云ふ問題が起つたのであります、而して此の命令を作るに際しましては、議會に於ても此の命令は重要な事項であるから、民間關係者の専門家へ労働の事情に通じて居られる方々、事業經營の實際に通じて居られる方々を集めて定むべしと云ふ希望決議をせられたので、之に依つて關係者を集めて調査會を設けて審議したのであります、而して命令の内容に於

て、己むを得ざる事情に依り解雇した場合は、二十六條の但書に含めなかつたのであります。二十六條の但書に該當するものとは施行規則の三十條にありますやうに、禁錮以上の刑に處せられた者、背任行爲不都合行爲ありたる者を解雇する場合には、特別手当を支給しなくてもよいと云ふことに規定したのであります。従つて二十六條の事業の都合に依り労働者を解雇したと云ふのは、己むを得ない場合は含まれないのでないかのやうにも思はれますが、『事業の都合に依る解雇但し命令の定むる』場合を除くとある處から見ますと、其の解雇は『己むを得ない事情』でも何う云ふ『事情』でも、解雇に一應含めたもので、但書に於て支給しなくてもよい場合は、命令に依つて定まると云ふことに見なければならぬ、二十六條の但書がある以上は、二十六條の本文が事業の都合に依り解雇と云ふことは、結局單に『解雇』と書いたと同じやうに見る外ないのであります。而して己むを得ない解雇の場合には特別手当を支給しないでもよいと云ふことを規定せんが爲には内務省令を作る際に於ても、それをも除外する規定を置かなければならぬのであります。之が二十六條を作る場合に於て、労働の事情に、通じた方々と事業經營の實際に通じた方々とが特に慎重審議の結果、勞務管理の必要と労働者の生活の不安を除去すると云ふ本案の趣旨との其の調和點を發見するに苦心した結果、前申します施行規則の三十條に三つの事項のみを掲げて居ります場合だけは、即ち此の解雇だけは特別手当を支給しなくてもよい場合と規定したのであります。之は私共が、單に素人が机上で作つたのでなく、専門家の事業經營の事情に通じた方々労働事情に通じ

た方々と協議の上、眞に實際に通じた所、然らう云ふ點を考慮した結果出来上つたのであります。其の結果禁錮以上の刑に處せられたる者、二十七條の各號、即ち背任行爲、二十八條の不都合行爲に該當する者は、事業主の考へ如何に依つては、支給しなくてもよいと云ふことに規定したのであります。従つて、其の他は特別手当を支給しなくてもよい場合を規定しなかつたのでありますから結論として成文に付て見ますと、結局然らう云ふ己むを得ない事情があつて解雇する場合にも、特別手当を支給しなければならぬこととなるのであります。其の三つの事項に該當しない場合は、特別手当を支給しなければならぬのであります。之は労働者の解雇——即ち職を失ふことより受くる苦痛を除き保護しやうと云ふ本法の趣旨に依つて例外を認めたのであります、仍つて此の例外を狭く解釋するのが、社會立法上本法の趣旨精神を活かす所以であるとして、然ら決められたものと解釋しなければならぬのであります。

問 只今お話の中、施行令第二十九條の三項の『陸海軍に徴集又は召集せられたるとき』の限度を具體的にお尋ね致します。例へば現在の仕事よりも有利な仕事が出来て退職すると、半分しか手当は貰へないが、もう暫くすると點呼召集があるから、其の時退職願を出せば、事業の都合に依るものとして金額を支給せられると云ふので、實際は自己の都合であるけれども、召集と云ふ名目の下に解雇を願ひ出た場合でも、矢張り金額を支給しなければなりませんか。

答 『陸海軍に徴集又は召集せられたるとき』と云ふのは、

お話のやうに降味になることがありますが、結局徴集召集の爲であるか否うかを決めなければならぬが、本法に掲げました「己むを得ざる事情」と云ふのは、結局社會常識を以て判定するの外はないのであります。或は結婚する爲か或は他の事情で退職するかと云ふことは、場合に依つては具體的には難しいと思ふのであります。徴集又は召集されたときは、結婚の場合とは幾らかはつきりしますが、御設例の場合は不明瞭な場合と思ひますが、之は社會常識上徴集又は召集された爲め退職を申出たものと認めらるゝかどうかによつて決する外はないと思ひますが、勿論それは單に事業主側だけで判定し得るのではないのでありますから、社會常識上客觀的に見るべきだと思ひます。又労働者が申出たからと云つて、それを認めなければならぬことではないのであります。社會常識を以て判定しなければならぬと思ふのであります。其の場合々々に應じて眞に己むを得ざる事情か否うかを、其の都度判定して頂きたい。更に「病氣其の他業務に堪へざる時」も亦曖昧なことがあるのであります。果して業務に堪へないか否うか、労働者が堪へないからと云つたからとて、それが眞に己むを得ざる事情になるか否うか、それは必ずしも労働者の言ひ分其の儘を通すべきではないかも知れない。併し労働者が病氣で困つて居るのに、事業主が業務に堪へ得るぢやないかと云つても、矢張り客觀的に然うでなければ、然う判定する譯にもいくまいと思ひます。結局社會常識で御判定になるより外仕方ないと思ふのであります。其の邊は實際問題としては、適當な處で行けるのぢやないか、理窟で云へば非常に難しいやうですが、實際問題としては陸

海軍に徴集されたから退職するのであるか否うか、さう區別のつかぬ場合は餘りないのぢやないかと思はれます。それは餘り樂觀に過ぎるかも知れませぬが、それらの具體の場合に付ては、監督局にも御相談になることが必要かと思ひます。唯本法の理想と致します處は、結局特別手當を支給する場合に付ては、それは強くは申しれないかも知れませぬが、本来労働者の爲に用爲されて居る、原則としても金額を支給すると云ふ趣旨でありますから、出来るならば金額を支給すると云ふ趣旨を徹底せしめて頂きたいと云ふ希望を有つて居るのであります。

問 例へば職工が會社の都合で書記に昇格した場合、退職と看做して退職手當は支給するが、特別手當も支給しなければならぬものでせうか。

答 特別手當を支給する場合は解雇の場合だけではありません。今お話になりましたのは解雇ではありません。従つて特別手當を支給する必要はありません。併し乍ら自己の都合ではありませぬから、其の中間になるのは金額を支給する場合しかないのであります。結局本法は二十四條に付て申上げますと、豫め用意されて居る金額を、そつくり其の儘支給することを原則として、特別手當を支給する解雇のときと減額支給不支給の場合とを例外として規定されて居る。其の兩方に當らなければ金額を支給することが原則でありますので、其の儘支給することに相成るのであります。

問 法律第三十條に依ると、三月に事業年度が終了する法人は、第一回の準備積立金は、翌年度の四月にすればよいのですか。

答 先程申しますやうに、三十條自身としては準備積立に付ても同じであります。さう詳しい制限は設けなかつたのであります。凡て退職手當規定に依つて、許可を受けた方法に依つてやるのであります。實際問題としては會社の都合もありませぬが、尠くとも事業年度毎に之をなさることが便宜であらうと思ひますので、然う云ふやうな規定の許可の方針を以て進むものとすれば、三月三十一日に於て事業年度を終る會社に於ては、尠くとも一月から三月末迄の三ヶ月分に該當する分を、四月に積立てることになつてと思ひます。尠くそれら具體的に付ては、監督局とも御相談の上、規定を作つて頂きたいと思ひます。

問 労働者轉勤の場合の取扱に付てありますが、轉勤先が人格の異なる場合、或は同一の場合、或は傍系會社、所謂姉妹會社其の適用工場又は鑛山から非適用工場又は鑛山に移つた場合の取扱をお尋ねします。

答 先づ純然たる法律上の解釋だけを申上げますと、如何なる場合に於ても、本法の建て方が工場、鑛山を目前に適用になつて居るのでありますから、而して法律だけでなく施行令、施行規則を見ましても、凡てそれを建前にして出来て居りますので、適用工場、鑛山であらうが、非適用工場、鑛山であらうが、兎に角轉勤した場合に於ては、一應其の手當規定を動かさなければならぬことになつて思ひます。従つてそれは轉々であつて解雇でもなければ自己の都合の退職でもありませぬから、金額支給と云ふことになつてあります。唯同一人格者の他の山に移つた場合即ち一つの會社が二つも三つも鑛山を持つて居る場合、而も双方共通

用鑛山であると云ふ場合、其の會社としては、而も同一の規定を持つて居る場合と規定が異なる場合は大分違つて來ますが、同じ會社にしても甲の鑛山は二十日分、乙の鑛山は十三日分しか規定して居ないと居る場合もあらうと思ひますが、同じ規定を兩鑛山に持つて居つて居る場合も尠く支給してやらなければならぬと云ふことは、常識にも反しますし、又本法の退職の際に支給すると云ふ趣旨よりしても、必ずしも喜ばしき現象ではないと思ふのであります。實際の扱ひとして私共の希望するのは、然う云ふ場合は一應帳簿上の計算をなさるゝ…併し乍ら實際問題として之を支給なさらない、後の鑛山に於て退職する場合、前の鑛山の分から通算した支給が出来れば、成るべく通算規定に依つてやつて頂きたいと思ふのであります。然うすれば法律の解釋としては、後に至りましては、其の内譯は何等か計算する必要がある場合…頭の上だけでも知りたいと云ふ場合は、前の鑛山の分が前に計算せられた金額で其の殘額が後の鑛山の分だと云ふことになると解してよいと思ひます。それが面倒でなければ成るべく然う云ふやうに扱つて頂きたいと思ひます。又非適用鑛山に移つた場合は問題はないと思ひます。併し非適用鑛山であつても、實際上同じ規定を持つて居るとすれば、今申しましたやうな扱ひをなさるゝことも一つの方法かと思ひます。其の場合に於ては其の會社として何等不利はなく、便宜あるのみであると思ひます。施行規則第四條に依つて法律第三條の許可を受けて、適用を受けることが便宜と思ひます。要するに、法律の解釋としては、然う云ふ場合は一應計算なさらないければならぬものと云ふ解釋を以て進んで居るのであり

ます。

問 本法適用の場合、朝鮮遷りに工場なり鑛山があつた場合は何うなりますか。

答 朝鮮にある場合も、恰度内地に於て非適用鑛山に移つた場合と同じやうなことになります。其の場合法律の解釋と致しましては、適用を受けざるに至つたのでありますから、一應支給しなければならぬことになつて来るのであります。

問 まだ積立をしない前に、労働者が逃走した場合、それが初めての積立をする場合としたら本人の印鑑がないから積立が出来ない、其の場合の控除金は事業主は何う云ふ風に取扱つたらいいでせうか。

答 法律上の解釋を申し上げますと、控除した都度積立てることになつて居ります。許可を受けたら纏めて積立てることになつて居りますから、それは矢張り積立て、頂かなければならぬと申上げる外はないのであります。實際何う云ふ方法に依るか云ふと困る場合があるのであります。それは銀行預金でも、郵便貯金でも差支ないと申上げる外はないのであります。併し印鑑がなくとも預る銀行がある、又郵便局でも預るかも知れぬと思ひます。代印の方法も認められるものと思ひます。

問 其の場合は、未拂賃金として事業主が預つて置く譯にいきませんか。

答 それは、控除してまだ預入れてない金は、一應積立金と見るべきものと云ふことも考へられるのであります。本法は郵便貯金なり銀行預金にしたものを積立金と見ることとしたのであ

ります、従つて控除した金額は、積立前何う云ふ性質を有つて居るか云ふことは難問題であります併し之は頭の上で問題になるだけでありまして、或は未拂賃金である、或る積立金であると解釋しても何等實益はないのであります。結局控除すべしと法律が規定して居るのでありますから、控除しなければならぬと云ふことは動かない、控除したら假令未拂賃金なりと解しようが何と解しようが積立てなければならぬのであります。従つて未拂賃金と解釋しても、手許に持つて置くことは出来ないものであります。

— 監監局の方から誤解を生ずる虞れがある云ふことですから申上げますが、『未拂賃金があつたならば、之を保管して置て坑夫の債務に充當し、尙餘剩あるときは坑夫の福利施設に充當す』と云ふやうな規定を持つて居られるやうな會社に於かれましては此の規定を適用し得るのではないかと云ふことから御質問になつたものと假定すれば、今申しますやうに未拂賃金だと解釋しても、然う云ふ名を附けるだけありますから、本法上當然それを積立てなければならぬと云ふことで差引いた金でありますから、其の都度積立つべしと云ふことは動かないのであります。假令雇傭労働規則に其のやうな規定がありません、其の規定の適用はない、即ち積立てなければならぬから、此の規定を適用するに由がないと云ふことを申上げたのであります。若しも之に關聯しての御質問でありましたならば、左様御諒解を願ひます。

問 施行令第八條の二項の『積立金として積立つべき金額を前項の期間毎に』とあります其の下に『其の期間中の賃金より』とありますのは、例へば一月分の賃金を、二月の八日に拂ふ場合

は、一月分として八日に控除するのは差支ありませんか。

答 施行令八條の『其の期間中の賃金より控除すべし』とありますのは、其の期間に拂はなければならぬ賃金から、其の賃金の百分の二を控除する事でありまして、今拂ふ金が三十圓あるとすれば六十錢差引いて、二十九圓四十錢を労働者に渡して、其の六十錢を手許に持つて置くことと規定したのであります。

其の場合の賃金と云ふのは支拂ふべき賃金のことでありまして、施行令の二條に『其の期間中に支拂はるべき賃金に依り之を爲すものとす』とありまして、本法の賃金と稱するのは支拂賃金を云ふのであります。或は鑛山に於ては何月の働きに對する賃金として、其の働きに對して其の翌月拂つて居られるかも知れない。即ち一月に働いたものに對して二月に拂ふ鑛山が若しありとすれば一月の賃金は二月に拂ふ賃金を指して居られるかも知れないが、本法は二月に拂ふ賃金が即ち二月の賃金なり、其の働きの何時たるやを問はぬと規定して居るのであります。即ち事應其の儘を明瞭にする爲の規定である云ふことを御理解願つて、拂ふ毎に其の百分の二を差引くと云ふことに御承知を願ひたいのであります。施行令二條の一項は、支拂ふべき賃金でありますから、雇傭契約上二月に支拂ふことになつて居る、それは二月の賃金だと申して居るのであります。従つて雇傭契約上、例へば一月二十日迄の賃金を一月末に拂ふとすれば、それは一月の賃金であります。何等かの事由でそれが二月に延びても、それは矢張り一月の賃金であります。即ち支拂義務を生じたときを以て其の時の賃金とするのであります。延びた場合は賃金不拂の状態が続いたと申すより

外ないと同じやうに、控除する義務違反の儘で暫く延びて、矢張り義務違反が生ずることになるのであります。

問 只今の御説明で最初の御説明では一月の賃金を二月に支拂つた場合には二月に拂つた分は二月の賃金から控除せよと云ふことであらうと思ひますが、後からの御説明では一月の賃金を二月に拂つた場合は、支拂状態が少し延期したやうな考へで、一月の分から控除すると云ふやうに承りましたが、其の點は如何でせうか。

答 斯う云ふやうに申上げたのであります。例へば十二月二十一日から一月の二十日迄の分を一月二十五日に拂ふことに、雇傭契約上決つて居るかも知れぬが、民法上の契約としては其の支拂日に支拂はなければならぬ義務がある。其の場合に假令十二月の働きの混つて居つても、本法は一月の賃金として、一月の積立金として百分の二を差引くのである。一月二十五日に引かなければならぬ義務が生ずると云ふことを申上げたのであります。それが事務の都合に依つて延びた場合は、支拂義務が二十五日に生じたとすれば二十五日に差引くべきであるが、事情で支拂へないから、二月に支拂ふと云ふことになれば、實際上は其のときに控除したのであります。其のときは賃金支拂が民法上の義務に反しまして、支拂義務を怠つて二月に延びたので、義務違反が生じて居るのであります。それと同時に本法控除の義務は、一月二十五日に控除しなければならなかつたものが義務違反のまゝで二月迄延びたと云ふことを申上げて居るのであります。即ち賃金の支拂の義務が遅滞懈怠されたと同時に控除義務も懈怠遅滞したと云

ふ、双方共義務違反になると云ふことを申上げたのであります。
問 例へば二十五日なら二十五日に支拂ふべき賃金を其の翌月支拂つても、其の期間中の百分の二を引けばよいと、常識的に考へて差支はありませぬか。

答 常識的には賃金を拂ふときに、其の賃金の百分の二を引かなければならぬ、賃金は決つた支拂日に拂はなければならぬ。従つて其の支拂日に引かなければならぬと云ふことにお考へ願ひたいのであります。

問 然うすると、例へば一月一日から一月三十一日迄の賃金を、翌月の十日に支拂ふと云ふ場合に問題が起ると思ひます。本法を一月一日から適用されるとすれば其の點が疑問なのです。

答 本法が一月一日から施行されますから、それに合す意味に於て、先程説明した施行令第二條を置きまして、苟くも一つの働きに對して賃金を支拂ふ以上は、其の賃金の百分の二を控除すればよいと云ふことを現はしたのであります。全體の金額の百分の二を引けばよいのであります。支拂日が二月十日に決つて居るとすれば、必ずや一月十日に拂はれることになつて居ると思ひます。本法上の支拂賃金は其の月の賃金と看做すと云ふ、施行令第二條第一項の規定がありますから假令十二月の働きに對しても本法上は一月の賃金と看做されることに依つて、本法施行後の賃金でありますから、本法上は矢張り百分の二を引かなければならぬことに相成つて來るのであります。本法は一月一日から施行になつて去年の働きに對しても差引くと云ふことは、常識的に合はないやうに思はれるのであります。其の經過的の規定として附

則の二項を設けたのであります。即賃金を計算する場合には「同法適用後の勤務に對する賃金に依り之を計算することを得」と云ふ規定を置いたのであります。即ち一月十日に拂ふ賃金は差引かなくてもよいのであります、實際は二月十日、三月十日と差引いて差支ないのであります。

問 然う致しますと、二月十日に差引く場合は、一月と二月と一緒に差引くことになりませんか。

答 然う云ふことは起つて來ない。二月に拂ふのは一度しかないのでありますから、二月分一度しか起つて來ない。

問 三月に入つて二月の支拂をするときに、其の二月分の百分の二を引くことになりませんか。

答 然うであります、一月分を二月の十日に拂ふのですからそれから百分の二を引けばよいのであります。支拂日が二回あれば二回と云ふことが起つて來ますが、御設例の場合は月一回支拂でありますから本法上は二月の月は二月の賃金一本であり一月の働きに對して二月拂ふ其の賃金は二月の賃金であり、其の時に控除するのであります。

問 勞働者が陸海軍に徵集又は召集されて、それが終つて直ちに勞働に復しました場合は、其の期間は在職期間と見るのであります、後の勤続期間に義務年限かやうなものを附けてよいのでありますか。

答 其の問題は退職手當の方には關係ないのであります、國家の制度と致しましては、今の處然う云ふ制度はないと承知しますが、殊に入替者職業保護法に於ては、徵集されて應じたのだす。斯う云ふことを考へますと入替の時解雇し退替して新に雇入れる場合は問題がない、前の解雇の時に手當の問題生じ、後の雇入からの勤続年数が計算される、又、三十條の手當規定を作られます場合に於て、殊に休職制度を執つて居られる會社に於かれましては、其の休職期間を本法の手當規定の手當を支給する場合に、勤続年數に數へないと云ふことも、場合に依つては認められると思ひます。入替中は國家の義務でありますから、其の間も一律に勤続年數に算へる規定も望む處であります、勤続年數に計算せずして、退職手當を支給する計算方法を規定の上に採入れられた場合も、監督局は認めること、なると思ひます、短い期間例へば二週間とか三週間とかの演習召集等の場合に於ては、そこ迄認める必要はないと思ひますが、一年、二年、三年と云ふやうな入替期間は之を休職といふやうな扱で勤続年數に數へないと云ふ規定を認めらるゝこと、思ふのであります。退職手當の多い處は、最低限度十二日分を割らない場合が普通であらうと思ひますので、勿論然う云ふ場合は認めて差支ないと思ひますが、十二日分を割ると云ふやうな場合は、法律解釋として假令監督局が認めて居りましても、後で法律問題が生じた場合、何れに決まるか斷言出來ない、結局に於て大審院の判決が何う下るか豫測することは出來ないのであります。或は然う云ふ休職期間と云ふものは、認められないことにも判らぬと慮れるのであります、行政機關としては、一應然う云ふ場合は認めて行くのがよい、のぢやないかと云ふことを話合つて居るのであります。監督局も然う云ふ方針で行くと思ひます。

から採用してやれと云ふことは書て居りますが、其の時に採用してやる義務はありませうが、義務年限を附するか否うかと云ふやうなことは、別に國家の制度としてはないのでありますから、一般原則で行つて差支ないのであります。勞働者と事業主と雇傭契約を結んで、其の期間中にやめるのは契約を履行しないのでありますから、民法の原則に従つて解釋して、譯であります。只除隊後更に雇傭契約を結ばれる際に然う云ふ内容の雇傭契約を結ばれることは一向差支ありません。それは差支ないと申しまして、一般の雇傭の場合と違はないのであります。退職手當に於ては別に觸れて居りませぬので一般の制度法規に従ふ外はないのであります。

問 お尋ねの仕方が悪かつたかも知れませぬが、今お尋ね致しましたのは、在職の儘で兵役に服しました場合は、極端に云へば徵集期間が盡きまして直ぐ又やめたと云ふ場合に、一應兵役に服した期間を在職期間と認めることはい、が、それでは整理がつかんのではないか、兵から歸つて今度働く期間に何年間とか、應召から歸つたときは、何ヶ月と云ふやうに義務年限をつけてい、か否うかと云ふのであります。

答 一寸聴きにぐかつたのですが、結局兵から歸つて來て、更に雇はれる場合に入替中の期間をとるか否うかと云ふ問題のやうに思ひますが、現在各會社に於て色々な方法が行はれて居りますが、一應解雇して出て來た場合に又雇ふてやると云ふ規則の處もありません、又休職の制度で、其の會社の勞働者であるが、給料は支給しないと、三分の一を支給するとかして居る處もありま

監督局(補足) 只今事務官から、雇傭期間のことに付て、任意として二十日間とか六ヶ月とか定めて雇入れることが出来ること云ふお話がありました。これは設例だとは思いますが、若し其の期間を定める場合、雇傭労働規則に於ては、それはいけないうことになるのであります。二ヶ月とか三ヶ月とかの雇傭期間は、普通の場合から認めないことになつて居ります。特殊の業務に限つては認める場合もありませんが、一般の業務に付ては短いのは認めないのでありますから、左様御承知を願つて置きます。

高橋事務官 解り易く説明する爲め、極端な例を引きましたが、特に設例と申上げたのは、法令の範囲でやられると云ふことを前提として言つたと云ふことを御承知願ひたいと思ひます。

問 労働者退職の場合に於て、労働者が會社に債務を負つて居る場合は、會社が労働者に對して支拂はなければならぬ處の退職積立又は退職手當金を以て相殺することが出来ませうか。

答 本法に於ては、讓渡禁止、差押禁止をしたに過ぎないのであります。相殺規定はありませんが、民法第五百十條は差押禁止の債権は相殺を以て對抗せられないといふことを規定して居ますし又、常識問題としても、實質的に見ても事業主に於ては、退職手當は其の儘之を支給して頂きたいと思ふのであります。殊に民法上からも差押を禁止せられて居る債権は相殺することは出来ないと云ふ規定がありますから、法律上出来ないものと解釋願つて差支ないのであります。趣旨から申しましても好しくない。民法の五百十條に其の規定があります。

問 健康保険の準備積立金、退職積立金を支給する場合、新に雇入れた者は、其の月だけは賃金百分の二にすると思ふこととあります。然うすると兩様に計算しなければならぬので煩雜になります。矢張り兩様に計算しなければならぬか。

答 多少煩雜にはなりますが、原則としては凡て賃金に依らなければならぬのでありますから、兩端だけは賃金に依らなければならぬが、後は健康保険に依ると非常に便宜になつて來ると思ひます。全部健康保険に依れば、之程便宜なことではないのであります。理論上、一月に満たぬ端数はそれは出来ないと、思ひます。一般原則通りに賃金に依らなければならぬことに比較すれば、非常に便宜になるのであります。其の點全部爲し得る場合があつたと假定致しましたならば、それに比較すれば煩雜であります。原則に依る場合に比較すれば非常に便宜であります。然し理論上さうですが實際は然るべくやられて餘り喧しく云ふべきぢやないかも知れません。

問 賃金を拂ひますに、一週間毎とすれば一月に四、五回拂はなければならぬ、それを假りに三十日なら三十日に支拂ふと致しますと、一ヶ月一回でよいが、それでよろしうございませうか。

答 其の點は先程も誤解があつたやうであります。何回拂にして居りましても、既に過去の分を拂つて居られると思ひます。實際問題として前拂はないと思ひます。一ヶ月四回でも五回でも、一週間過ぎたときに一週間分を拂ひ、其の次の週間も同様か。

監督局 引いたものは労働者のものになるのですから、さう喧しくお考へにならないでもよいのぢやないかと思ひます。(笑聲)

問 退職積立金の積立の差額を、三ヶ月とか五ヶ月取纏めて積立の許可を受けて居ります場合に、退職者が出來ますと、最後に端數期間が出來ても、矢張り退職積立金の控除を假りにやりますと、引いたものを直ぐ又支拂はなければならぬ。斯う云ふことが起る場合があらうと思ひます。然らう云ふ場合でも矢張り形式は一應解雇したことにして支拂はなければならぬでせうか。

答 之も實際問題であります。法律の形式論だけ申しますならば、最後の月でも矢張り差引かなければならぬことになつて來ませうが、實際問題として其の支拂日と一致して居ない……一致して居る場合は問題はないが、支拂日と解雇日とが必ずしも一致するとは限らないから、退める前の分迄は控除してしまつて手許に持つて居る。まだ差引いて居ないのは問題はないのであります。而して労働者は退めたのでありますから、それに付ては本法の適用はないのでありますから、それは解雇してから後に支拂義務を生ずるのであります。即ち労働者でない——労働者のみに本法の適用があるのでありますから、支拂日と解雇日と偶々一致して居るときはお話の如くなるけれども、前の支拂日から其の目迄

に支拂ふことになつて居りますので、前の賃金は幾らと云ふことは判つて居る筈であるから其の賃金の百分の二を引けばよいのであります。其の次は又既に過ぎた期間の賃金から今度引かれる。

それは實際問題として、假りに二百人新に雇入れたとすれば、二百人は其の最初の月は賃金で計算しなければならぬ、其の後は標準報酬日額で計算しなければならぬと云ふことになる、而して非常に煩雜になるといふことではないと思ひます。貴方の處は何回ですか……一週間ですと途中で這入つた者でも、一番多いものは三週間の賃金を計算しなければならぬ。

問 一ヶ月分標準日額の三十倍、百分の二ではいけませんか。

答 二十日分に三十日分を代用する方法は立たない。
問 初めの月は、一ヶ月一回引いて行けば三十倍になりはしませんか。

答 初めの月は二十日間なら二十日間に得る賃金というものは考へられますが、一ヶ月に得る賃金と云ふことは考へられないのでありますから『一ヶ月の賃金となすことを得』と云ふことに該當しないのであります。

問 それは本人の爲に金を取つてやるのだから、よいではないかと考へられますが……

答 それは實際上は私の方は然るべくやられて差支ないのぢやないかと思つて居ります。法律の解釋をお訊きになればさう答へる外はない、而して労働者に損を與へると云ふことなら許せませぬけれども、さうでないのですからそこは然るべく……

三日とか四日とかは、賃金の支拂期日が来て居ないのでありますから、退めてから支拂はれることになりませう。それは差引く必要はない。労働者は本法の適用を受けて居ないのでありますから問題は退める日迄差引いたものが問題になる。それは施行令十三條に依つて退職積立金を支拂はれると同時に、遅滞なく支拂ふのであります。先程申しますやうに、預けてある金は、労働者が支拂を受けるに必要な手續を完了しなければならぬ、同時に控除して預けてある金は、當然支拂はなければならぬと云ふことを、施行令十三條に規定したのであります。所謂當然のことを規定したに過ぎないので、三日とか四日とか控除してないものは、問題は起らないと云ふことに御解釋願ひたい。

問 法三十條の準備金の場合には、當然事業主の貸借対照表面に擧つて來ると思ひますが、法十一條の退職積立金の方は、純然たる各労働者の財産ですから、事業主のバランスシートの上に擧つて來ないのが原則ではないかと思ひますが、當局に於かれましては、積立金も尙バランスシート面に記載するやうに希望せられて居るか否うかお尋ね致します。

答 それは私共としては別に希望は有つて居りませぬ。殊に十一條の積立金はお話の通り労働者自身の財産でありますから、それを世話して居る強制貯金と同じやうにお考へ願つて、それに準じて扱つて差支ないであります。理論としては會社のバランスシートに現はるべきものではないと云ふやうに考へるのであります。或は私共素人でありませぬから、考へ及ばない點があるかも知れませぬが、間違ひないと信じて居ります。尠くとも會社の損

益計算書には這入らないものと考へて居ります。尙準備金の方は疑ひないやうでありましたが、準備積立金にしても、退職手當積立金に致しまして、之は會社の損益勘定に『損』として現はれるだらうと思ひます。勿論今迄退職手當積立金をなすつて居る會社に於かれましては、利益金の中に包含されるか、若は損益計算上の所謂損として現はれて居つたものと思ひます。其の積立てられて居る額は、財産目録の上にも、亦貸借対照表の上にも之が擧て居るのであります。それと同じやうな方法に於て、此の積立金を擧げて頂けば差支ないのであります。理論としては他の積立金とゴツチャ混ぜにせられても、會社の自由でありませうが、實際問題としては會社としても、此の積立金は別に金額を記して置

て頂きたいと思ふのであります。殊に從來積立金は假令損とか經費とかとして現はれてゐても、課税上は損と認められないのでありますから、所得税等の點に於ては課税の客體となるのであります。財産税法が成立するとしますと財産税の課税の客體となるのであります。本法の積立金は課税標準とならないのでありますから、之を區別して置かれることが便宜だと思ひます。それだけ附け加へて申上げて置きます。

問 先程お尋ねしました控除する積立金のことですが、之から先き一ヶ月宛順送りに行つてよろしうございませうか、私の處は一月の分を二月の六、七日に拂つて居ります。

答 それでは然う云ふことになりませぬ。
問 十二年度は十一回締切がある譯ですが……。
答 それは一月全體の分一月一日から一月三十一日迄の全體

のものを、然うなすつて居るのでせうが、年末は何うなすつて居りますか。

答(問者) 年末の經營の都合上、十二月の賃金は一月に支拂ひますが、帳簿上は十二月の經費として扱つて居ります。

答 それは當り前ならば、賃金から百分の二を引かなければならぬが、引かれなかつたから、結局今年は十一月分だけと云ふことになる譯です。

問 然うすると、積立金の基礎になる賃金は十一ヶ月分で行きますか、十二ヶ月分ですか。

答 それは十一ヶ月分でも差支ありません、施行令附則第二項によつて十二ヶ月分でも差支ないと思ひます。それは原則に従つて本年一月に支拂はれる分の積立を爲さることにすれば。

問 十二年の十二月分を十三年の一月に拂ふことにし本年の一月分は積立てず、結局本年は十一ヶ月でもよろしうございませうか。

答 然うです。

問 帳簿書類は義務完了後三年間保存せよとありますが『義務完了』と云ふのは何う云ふ意味にとつたらよろしうございませうか。又、重要書類とはどんなものですか、領收證は入りませうか。

答 之は規定するのに非常に苦しんだのでありますから、例へば若しも退職手當は相當重要な事項でありますから、或は争ひを生ずることがあるかも知れないと思ひますので、事業主として其の受取證をとられるかも知れませんが、それは重要な書類でありますから、其の時から三年間保存して貰ふ『完了後』と書きまし

たのは、例へば帳簿が、労働者が退めると、其の分だけ取り戻すやうになつて居るとすれば、三年間経てば脱してもよい、何冊にもなつて居るとすれば、其の最も斯しい最近のもの、労働者の關係する分が終つたら、支給してから三年間経つたら、其の帳簿は破棄して差支ないと云ふ意味を現はしたのであります。

問 退職者がなければ、何十年でも保存しなければならませぬか。

答 退職する迄は必要でせう。『義務完了』と云ふのは、退職者に對して支拂をせられる、それを義務完了と云ふので、帳簿の種類に依つて違ひます。例へば退職の場合を考へますと、十六條、十七條に依つて退職する場合は、各労働者別に金額が計算されて居ります、何時退めても其の金額を出し得るやうに用意して居るのでありますから、労働者が退めない以上は見張つて置く必要がありませんから、假令規定がなくとも保存しなければなりません、事業主として必要でせう。さうせねばもう一度計算しなければならぬから、何うしても持つて居らなければならぬ。準備積立金は於ては労働者と關係がない場合があると思ひます、準備積立金は毎年々々積んで置く、積んで居る間は事業主として必要であらうと思ひます。其の帳簿が一杯に厚くなつて、新しい帳簿に移されたと思ひます。舊の帳簿はそれから三年経つたら必要がなくならぬと思ひます。然う云ふ場合は初めから今迄の分はなかつたものと見られてよいと思ひます。唯其の場合新しいものと舊のものと同じか否うかと云ふ不安が起らぬとも云へないから、三年間は保存して置く。結局事業主側に於て適宜常識判斷

に依つて、然るべく取扱つて行けばよい、例へば受取證の如きは義務完了後三年間と云ふことになる譯であります。

『重要なる書類』と云ふことは、何に依つて決めますか。

問 凡て『重要』として、以下云々と書いてある規定——例へば『業務に堪へざる時』と云ふやうなことは、法律の解釋としては、事業主の考へ如何に依つて定まることでもなし、労働者の考で定まることでも監督局の考へ如何に依つて定まるものでもない。客觀的に重要なものは重要である。其の境目に付て重要であるか否うかは、事業主が判斷を加へることが、實際問題としてはいゝでせうが、法律解釋としては客觀的に決まると答へする外はないと思ひます。

問 施行規則に依つて届出を要する重要な書類は、監督局に於て一定せられて、配つて頂きたいと思ひます。例へば労働者数でも、男女別にせず届出ますと戻つて來ると云ふやうなことがありますので、一定されたものを各鑛山工場に配つて頂くことは出来ませぬでせうか。

監督局 結構です、然う云ふことにしたいと思ひます。早速此方からお願ひしたいことがありますから、此の機會に申上げて置きます。施行規則第七條の、施行令第九條第二項の標準報酬日額に依る許可の申請書に記載するべき、一號から六號迄の中、三號から六號迄の事項に付ては、施行規則には坑内外別と業務別として書かないで、其の鑛山の状態を書くやうにして居りますが、福岡の監督局に於ては坑内外別と業務別とに分けて記載して申請して頂きたいのであります。使用労働者現在数に付ても、坑内と坑

外とに分けて、それを更に業務別に分けて書いて頂きたいのであります(男女別は要りませんか)と呼ぶ者あり)男女別は要りませぬ。次は施行令第九條第一項の但書の規定に依つて、早速一、二、三ヶ月分を四月十日迄に積立てると云ふことの許可の申請を至急出して頂かなければならぬのに、まだ大分分出て居ない處があるやうでありますから、至急お出しを願ひます。(其の形式は「と呼ぶ者あり)形式は別に決つたものはありません、本年一月から二月、三月迄の分を取纏めて四月十日迄に積立てたいから許可して呉れ」と云ふ意味の申請書であればよいのであります。

問 それに付てお尋ね致しますが、退職積立金の控除額は三ヶ月に一度纏めて控除したのを記入しなければならませぬか、通帳は出来て居りますが、三ヶ月に一度控除したことにならなければならぬものでせうか。

監督局 賃金の支拂の都度控除するので、取纏めて控除することはない筈であります。控除の都度記入して頂きたい。様式は別に施行規則で決つて居ない。何んな様式でもいゝ、参考として挙げたのが二號様式であります。控除してそれを記入して置かないと、會社として何うなつて居るか判らないで都合が悪いと思ひますし、監督局としてもお困りになると思ひます。明にして置いた方が労働者の爲にいゝと思ひます。

問 改正規定の準則に依りますと『勤続一年未満の端數に對しては方割を以て計算する』ことになつて居りますが、之は何うしても然うしなければならぬものでせうか。

答 それでも差支ありません。法律の最低限度は全部を平均したならば差支ないが、唯許可を與へる際はそれを考慮して、最低は十二日であるが、此の會社としては何れ位がいゝと云ふことを考慮して許可するのであります。但し法に觸れるか何うかと云ふことは、只今御設例になりましたやうに、第一年は十一日といふのは不可ません。最初の一年は十二日其の次は十五日、其の次は二十一日と段々出て來ませうが、最初一年は十一日ではいけませんから、左様御承知を願ひます。

問 監督局からお話のありました、勅令第九條、第十條に依る取纏め許可申請書及積立方法の許可申請に付ては、何か様式がありますか。

監督局 別に様式はありません。貴方の方で都合よく考へて出して頂ければよいのであります。

鑛政課長ノ挨拶

監督局として一言御挨拶申し上げます。本日は御多忙中に拘らず皆様御出席下さいましたことを、衷心感謝致します。質問の内容を承りますと色々適切有益な御質問であ

答 三十條の『一年に付て十二日分』と云ふことの解釋でございますが、法律の解釋としては一年に付て十二日を出しましたのは、本來一年は十二ヶ月であるから十二日分と云ふことを目安にして出來た關係もあり、議會に於ても然う云ふ説明をして居る。詰り一月に一日と云ふ割合を現はして居るといふ解釋を一應とつて居るのであります。従つて最低限度の規定を持つて居られる處では、何うしても然うしなければならぬのであります。切り上げる場合は法律に觸れて居ないから差支ない、切り棄の場合はいけない。結局一月三十日分に對しても一日分と云ふことになつて來るのであります。十二日の最低限度の規定を作る場合は一月一日と云ふことにして頂かなければ、日割計算では十二日を割ることになり、罰則がありますので用意周到に作つて頂くことに、監督局として許可方針を執られる筈であります、一寸した手落の爲に罰則に觸れるやうなことのないやう、最低限度で作る場合は特に御注意になつて一條文置て頂かなければならぬと思ひます。規定のいゝ處は切棄計算をしてもよい、而して其の場合でも月割計算だが後は切棄でたと云ふ場合に『若しも本規定に依つて支給する額の計算が、三十條の三項を割るやうな場合は法律の最低限を満すまで補給する』と云ふ一條文を置て頂きたいと思ひます。

問 三十條の規定の『少くとも勤続一年に付て十二日分』と云ふ字句は、勤続年数を平均して十二日分と云ふことでありますか、例へば最初の一年は十五日、其の次は十二日、其の次は十一日、それを一年に平均すれば十二日と云ふことでもよいのであ

りまして、私共としても非常に参考になつた次第であります。どうか此の熱心さを以て退職手當法ばかりでなく、一般法規勵行の爲め今後共大に努力せられんことを希望して敬みませぬ。

今や我國は、政治的に見ましても亦經濟的に見ましても、非常に多事多難の秋であります。此の事業方面のみに付て見ましても、最近石炭界活況を呈しまして需用が著しく増加し、増産に亞ぐに増産を以てしなければならぬ、而もそれに對して労働者の募集は意の如くならず、又材料費も日々昂騰するばかりであります。従つて生産費も増嵩を免れない、賃金引上の傾向を辿り、労働爭議の虞れもないではありません。其の他各種法規の改正實施等を考へますと、昭和十二年度と云ふ年は、非常に多事多難ではないかと思ふのであります。此の際、當業者と致しまして、緊禪一番大に我國産業界の爲に、貢獻せられむことを切に希望して敬みませぬ。

近時産業の活況、事業の活潑を呈すると共に、災害も著しく増加の傾向を辿つて居ります。特に其の災害の内容を見ますと、質的にも非常に悪性の災害が増加して來まして、鑛業は世間批評の的となつて居ります。従つてそれを監督する吾々としても、種々の悪評を受けるのであります。吾々と致しましては、此の機會に過去のやり來つたことを振り回つて見て、改むべきことがありましたならば、率先改めまして、畏れ多くも五箇條の御誓文に『舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし』と仰せられた御趣旨を體しまして、監督局と致しましては、從來改むべきことがありましたならば、率先改めて、眞に刷新的な意氣を以て進んで行きたい

と考へて居ります。何うか當業者各位に於かれましても、吾々の意の存する處を十分御理解下さいまして、我國産業界の爲め大所高所から、大に自重自戒せられむことを希望致しまして御挨拶に代へます。

閉 會 ノ 辭

本日は長時間に亘りまして、非常に御熱心な御質問があり、當局の之に對する明快なる御説明に依つて、色々御疑問の點も氷解せられたこと、存する次第であります。尙御質疑の點もあるかと存じますが豫定より時間も長くなりましたので、之を以て閉會致します。

于時 午後四時三十分

(終り)

產生・販賣

統制を一元化する
互助會石炭會社

六月一日より
本町の新事務所に移轉

本 會 記 事

昨年十一月廿一日創立せられたる互助會石炭株式會社は日尙淺きにも拘らず、中島社長初め青柳專務の大なる努力により、石炭販賣統制機關として確固たる基礎を築き、着々其の機能を發揮しつつあるが、中島社長は大乗的立場より、現在及將來の石炭鑛業界を大觀して、其の統制機關としての重要使命に立つ互助會石炭會社は、其の母體たる互助會に一元化し、更に統制を強化して販賣統制のみならず生産統制をも併せ行ふべしと主張し、五月初め自ら社長を勇退せられ、實質上の相談役として是れが實現を期すべきことを聲明せられたるを以て、五月五日臨時株主總會を開

き、後任社長に互助會會長金丸勘吉氏を選任し、定款の一部を變更して、副社長に互助會副會長野上辰之助氏を選任し、新に山本平八、中島森太郎兩氏を取締役に選任し、何れも就任快諾せられ、之れと同時に、統制規約を變更し、會社に於て生産統制をも行ふことに決定した。其後專務取締役青柳六輔氏も辭任を申出でられたので、更に六月六日午前十時より、直方市鑛山俱樂部に於て、再び臨時總會を開催し、青柳專務並に取締役小林勇平氏の辭任を承認し、後任專務取締役に武内禮藏氏を選任し、小林俊治、田籠寅藏兩氏を監査役に選任、何れも就任せられた。茲に互助會並に石炭會社は完全に一元化を斷行し、武内專務が毎日出勤出来ない事情にあるため、不在中は主事風戸道康氏が事務を代行し、庶務係に赤司有三氏、業務調査係に鍋島博氏、會計係に山下留次郎氏を配し、六月一日より本町二丁目の新事務所に移轉し、非常時燃料國策の確立のためにハリキツテ事務に精進しつつある。

昭和十一年度に遂行したる主なる業務

一、昭和十一年度本會所屬送炭調節竝ニ正炭實送

全國調節高は二千九百十九萬五千四百二十三噸互助會所屬炭は三百八萬八千四十八噸の割當となり前年即ち十年度三百六萬六千二百四十九噸に比して二萬一千七百九十九噸の増加を見るが其の正炭實送高は三百一萬三千三十三噸となり差引七萬五千十五噸の送炭不足を見たり今之れを表に示せば次の如し

昭和十一年度調節對實送比較表 (△印ハ減)

調節高	正炭實送高	對 比	増 減
一、四九四、六〇〇	一、五一四、一九五		一九、五九五
一、五九三、四四八	一、四九八、八三八		△ 九四、六一〇
計 三、〇八八、〇四八	三、〇一三、〇三三		△ 七五、〇一五
昭和十年 三、〇六六、二四九	二、九二一、〇三七		△ 一四五、二二二
十年對比 二一、七九九	九一、九九六		

昭和十一年度互助會總括出送炭數量表

上 期	下 期	計	昭和十年度	十年對比
一、五一四、一九五	一、四九八、八三八	三、〇一三、〇三三	二、九二一、〇三七	九一、九九六
五四〇、八九二	八一五、九一五	一、三五六、八〇七	五七〇、五八六	七八六、二二一
二二、二一一	二九、六〇六	五一、八一七	四一、〇三四	一〇、七八三
二一、二〇四	二九、三〇二	五〇、五〇六	三〇、二八〇	二〇、二二六
二、〇九八、五〇二	二、三七三、六六一	四、四七二、一六三	三、五六二、九三七	九〇九、二二六

一、販賣統制機關の設立

互助會が生産統制機關とし本邦石炭鑛業界に重要な役割をなし名實共に其の眞價を認められたるが更に販賣統制の必要に迫り昭和九年來の懸案たりしが愈々本年度に於て實現を見るに至り十一月二十一日創立總會を開き資本金壹百萬圓を以て互助會石炭株式會社の設立を完成したり

一、互助會報の發行

互助會規則第五條により會報を發行して本會事業の一とすべき計畫なりしも是迄内部の陣容整備に努め居りたる爲め其の機會を得ざりしが愈々基礎成り九月十五日を以て創刊號發行の運びに至り爾來每號を重ねるに従ひ相互連絡機關として所期の使命に邁進し居れり

一、炭價の値上げ運動

一般的需要の増加に伴ひ前年度に比して著しく活況を呈し自然の値上りは勿論なるが五助會としては從來常に大手筋所屬石炭より不利の立場にあるを遺憾とし數度上京委員を選定聯合會及昭和石炭會社と交渉し一面商工省當局に陳情して炭價の引上げを交渉要請の結果前年より相當の値上りを見るに至れり。

一、電力料金の引下げに付き

從來五助會關係の各炭坑の各炭坑電力料は九水、東邦、九軌、三會社共に大手筋所屬炭坑より高率單價の契約をなし居れり素より其の電力使用の量其他工作の難易等の關係上已むを得ざるに出でたるとは云へ今日不當なりと認め十一年度第一回理事會に於て契約改定交渉の協議をなし爾來數度の理事會に於て具體案を作り交渉委員を選定して正式交渉を開始したるが會社側の態度意外に強硬にして中途交渉破裂の止むなきに至りしも交渉委員の熱烈眞摯の交渉に依り遂に既報の如き契約改定を見るに至れり。

炭聯常務理事 池上駒衛氏辭任

石炭鑛業聯合會常務理事池上駒衛氏は今回病氣の爲同職を辭任し當分辭養に努むる事となつた。

參 考

石炭海運賃

(六月十五日)

一、汽船運賃

イ、遠洋 北米大西洋、ガルフ並に太平洋岸等より米材、屑鐵、燐鑛石、棉花等の動きが尙相當多いが對歐穀物類の出廻りはシーソンを過ぎ歐洲各國共其日暮時な買付を行つてゐる程度で倫敦市場も流石に閑散となつた。

然し軍需原料品の動きは各方面尙相當旺盛で今尙船腹需要を喚起してゐる。倫敦市況の軟勢と共に各方面共影響を受けてゐるもの、船主はこれに乗ぜられず商談を手控へてゐるが大勢は軟勢を免れない。目下特にガルフ方面からの下半期に於ける各種大口引合が行はれてゐるが船主の態度は仲々強硬で、一方遠洋航路補助に依る長期

出動配船も今の處方針を決し兼ねてゐるもの如くである。

ロ、近海 各方面に船腹の消化順調で遠洋から歸航船も船腹の需給關係には殆んど影響なきのみならず、却つて尙その不足を訴へてゐる實狀にあつて北洋材、石炭、鑛石等の大口買貨を引受けてゐる各手筋では手當難を感じてゐる有様である、従つて氣配は相變らず堅調を続け目先き此商狀を維持するものと見られてゐる。

ハ、石炭 中下旬積の引合が續いて相當行はれてゐるが各型を通じて船腹不足を告げてゐるので、氣配は益々硬化の氣味にあり字部—芝浦は四圓以下船主見送りの模様で、日本海方面も若松—直江津參圓八、九拾錢を唱へ若松—京濱四圓貳拾錢、川崎揚四圓六、七拾錢、若松—伊勢參圓七拾錢、北海道炭は小樽—京濱四圓八、九〇錢、室蘭—京濱四圓乃至四圓壹、貳拾錢見當を唱へ何れも腕り氣配である。

最近の成約運賃は若松より、

京	濱	四圓貳拾錢
川	崎	四圓七拾錢
清	水	四圓四拾錢

二、帆船運賃

伊勢灣	參圓七拾錢
大阪川	壹圓九五錢
敦賀	貳圓五拾錢
伏木	參圓六拾錢
新湊	參圓八拾錢
釜山	壹圓三五錢
仁川	參圓

汽船運賃の暴騰、諸材料、勞銀の昂騰に因り船主筋は頓に硬化して居るが目先としては季節柄弱保合氣味で五月分より阪神拾貳錢下りに決定し次の通りである。

六月若松港協定運賃表

(單位一噸ニ付)

若松海運五親會

仕向地	運賃	仕向地	運賃	仕向地	運賃
紀州由良	二、三五	鹿忍	一、八一	岩國	一、四三
和歌山	二、五三	岡山	一、八九	今津川入	一、七〇
津井	二、六〇	岡山川入	二、〇四	三田尻	一、三三
吉見	二、六〇	宮ノ浦	一、八九	徳島	二、三三
佐野	二、六〇	幸西	一、八九	小松島	二、三三

岸和田	二、五三	小湊	一、八三
堺	二、一七	彦崎	二、〇四
大阪	二、一三	宇野	一、八一
大崎	二、一三	野崎	一、七七
尼ヶ崎	二、一三	比	一、八三
西ノ宮	二、一三	日野	一、八三
神戶	二、一三	味野	一、八一
洲本	二、一〇	田ノ口	一、八一
明石	二、一〇	玉野	一、七三
江井ヶ島	二、一〇	笠岡	一、七三
二見	二、〇〇	福山	一、七〇
別府	二、〇〇	福山川入	一、七〇
高砂	一、九六	鞆	一、七三
曾根	一、九六	田ノ島	一、六四
木場	一、八九	尾ノ道	一、六三
飾磨	一、八九	糸崎	一、六三
網干	一、八九	三原	一、六三
那波	一、八四	竹原	一、六三
相生	一、八二	阿賀	一、五五
赤穂	一、八四	吳	一、五五
赤上	一、八四	廣島川入	一、五五
牛窓	一、八二	宇品	一、五五
小豆	二、〇九	八幡濱	一、七七
撫豆	一、八三	高松	一、七七
高松	一、七七	林田	一、七七
坂田	一、七七	丸龜	一、七七
多度津	一、七七	觀音寺	一、七七
川條	一、八一	新居	一、八一
西條	一、八一	壬生	一、八一
新川	一、八一	今治	一、八一
菊間	一、六三	堀江	一、六三
堀江	一、六三	高濱	一、六三
三原	一、六三	津濱	一、六三
糸崎	一、六三	長濱	一、五〇
尾ノ道	一、六三	宇和島	一、七七
田ノ島	一、六三	八幡濱	一、七七
鞆	一、七三	宇品	一、五五
福山川入	一、七〇	八幡濱	一、七七
福山	一、七〇	高松	一、七七
笠岡	一、七三	林田	一、七七
玉野	一、七三	丸龜	一、七七
味野	一、八一	多度津	一、七七
田ノ口	一、八一	觀音寺	一、七七
日野	一、八一	川條	一、八一
比	一、八三	新居	一、八一
野崎	一、七三	西條	一、八一
宇野	一、八一	新川	一、八一
彦崎	二、〇四	菊間	一、六三
小湊	一、八三	堀江	一、六三
高松	一、七七	三原	一、六三
林田	一、七七	糸崎	一、六三
坂田	一、七七	尾ノ道	一、六三
丸龜	一、七七	田ノ島	一、六三
多度津	一、七七	鞆	一、七三
觀音寺	一、七七	福山川入	一、七〇
川條	一、八一	福山	一、七〇
新居	一、八一	笠岡	一、七三
壬生	一、八一	玉野	一、七三
今治	一、八一	味野	一、八一
堀江	一、六三	田ノ口	一、八一
堀江	一、六三	日野	一、八一
高濱	一、六三	比	一、八三
津濱	一、六三	野崎	一、七三
長濱	一、五〇	宇野	一、八一
宇和島	一、七七	彦崎	二、〇四
八幡濱	一、七七	小湊	一、八三

備考、一、各地行共二五〇噸以上ハ上記運賃ヨリ噸二錢引キノ事
 二、各地行共陸下ヶ瀬取ハ上記運賃ヨリ噸三錢引キノ事
 三、大阪行ニシテ荷揚ノ際備分ケスルモノハ上記運賃ヨリ噸三錢増シノ事

燃料局官制

天然資源の確保は國防上、産業上最も急務とされてをりこれが政策の確立、遂行のために商工省外局として燃料局を新設し、前次官竹内氏を初代局長に起用してこれに當らしめることとなつた、官制は六月十日公布、即日實施されたが燃料資源の開発促進、石油業の統制及びこれが監督、人造石油事業振興などの綜合國策を司る、尙同局は東京丸ノ内舊時事新報社屋四階に店開きするが、官制は左の通りである。

燃料局官制

- 第一條 燃料局ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ左ニ掲グル事務ヲ掌ル
- 一、燃料政策一般ニ關スル事項
- 二、燃料資源ノ開發促進ニ關スル事項
- 三、石油業法ノ施行ニ關スル事項
- 四、人造石油製造事業ノ振興ニ關スル事項

五、燃料ノ有効利用ノ促進ニ關スル事項

六、其ノ他燃料政策ニ關スル事項

第二條 燃料局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官 勅任

事務官 專任十三人 奏任内二人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

技師 專任十四人 奏任内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

屬 專任三十三人 判任

技手 專任二十六人 判任

第三條 前條ノ事務官ノ外事務官七人ヲ置ク商工大臣ノ奏請ニ依リ陸軍各兵科佐尉官又ハ海軍佐尉官ノ中ヨリ内閣

ニ於テコレニ補ス内一人ハ陸軍將官又ハ海軍將官ノ中ヨリコレニ補スルコトヲ得

第四條 前二條ノ職員ノ外商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第五條 燃料局ニ參與ヲ置キ局務ニ參與セシム參與ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テコレヲ命ズ

第六條 燃料局ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テコレヲ命ズ専門委員ノ任期ハ二年トス但シ

リ内閣ニ於テコレヲ命ズ専門委員ノ任期ハ二年トス但シ

特別ノ事山アル場合ニ於テハ任期中之ヲ辭任スルヲ妨グ

第七條 長官ハ商工大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス但シ燃料資源ノ統制運用ニ關スル事項中軍事ニ關係アルモノ及ビ軍事上ノ特殊燃料施設ニ關スル事項ニ付テハ陸軍大臣海軍大臣及ビ商工大臣ノ指揮監督ヲ承ク

第八條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス
第九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
第十條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

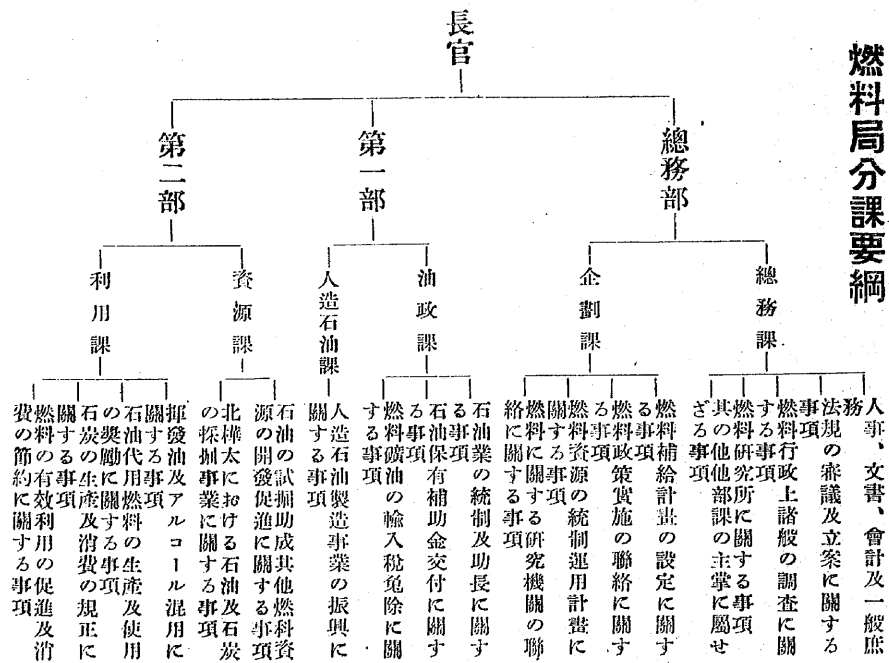
専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事山アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルヲ妨グズ

第十一條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十二條 現役ノ陸軍武官又ハ海軍武官ニシテ第三條ノ規定ニ依リ事務官ニ專補セラレタル者ハ陸軍又ハ海軍ノ定員外トシ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス

第三條ノ規定ニ依リ事務官ニ專補セラレタル者ノ俸給其他ノ諸給與ハ燃料局費ヨリ之ヲ支辨ス

燃料局分課要綱



五ヶ年間内地石炭需要推定

自昭和十二年——至昭和十六年

昭和十二年度以降五ヶ年間に於ける我が國內地の石炭需要推定高は原料炭七九、二五八、〇〇〇噸、燃料炭二九六、四八六、〇〇〇噸で合計三七五、七四四、〇〇〇噸と豫想發表されてゐる、尙ほ年別の詳細は次の通り(單位千噸)

原料炭

年度	需要高	對前年度增加豫想
▲昭和十二年度	四、〇〇二	七八九
銑鐵工業	三、一七四	二七九
鋼材工業	一、四〇〇	二一一
造船機械其他	二、二七一	一〇四
瓦斯コークス業	一〇、八四七	一、三八三
計	四、九四六	九四四
▲昭和十三年度	四、九四六	九四四
銑鐵工業	四、九四六	九四四

年度	需要高	對前年度增加豫想
▲昭和十四年度	三、四五三	二七九
鋼材工業	一、六四八	二四八
造船機械其他	二、三八〇	一〇九
瓦斯コークス業	二、〇〇〇	二〇〇
計	二、六二七	一、七八〇
▲昭和十五年度	六、九九九	二、〇五三
銑鐵工業	三、七三二	二七九
鋼材工業	一、九四〇	二九二
造船機械其他	二、四九四	一一四
瓦斯コークス業	一、三〇〇	一、一〇〇
計	一六、四六五	三、八三八
▲昭和十六年度	一八、三一	一、八四六
銑鐵工業	八、二〇二	八〇〇
鋼材工業	四、三八三	三七二
造船機械其他	三、六八四	四〇〇
瓦斯コークス業	二、七三九	一一五
計	二一、〇〇八	二、六九七

燃料炭

年度	需要高	對前年度增加豫想
▲昭和十六年度	一八、三一	一、八四六
銑鐵工業	八、二〇二	八〇〇
鋼材工業	四、三八三	三七二
造船機械其他	三、六八四	四〇〇
瓦斯コークス業	二、七三九	一一五
計	二一、〇〇八	二、六九七
尙ほ五箇年間の需要増加の豫想累計は次の通り		
銑鐵工業	四、九八九	
鋼材工業	一、四八八	
造船機械其他	一、四九五	
瓦斯コークス業	五七二	
計	三、〇〇〇	
▲昭和十三年度	一、五四四	

— 考 —

— 考 —

▲昭和十二年度	公私鐵道	四、二九七	二七〇
	セメント	一、八六二	一一六
	耐火煉瓦	二〇七	一八
	硝子陶磁器其他	一、八一六	一一四
	紡織業	四、〇六一	二五八
	製紙業	九七二	五九
	人造絹絲	一、二一六	一七一
	硫安	五二四	五四
	化學工業其他	三、八〇三	八四六
	電力業	三、六九九	四八七
	食料品工業	二、三六四	一二六
	官業	八四二	一七
	其他雜業	四、一六八	五三
	内船燃料	四、二二二	二七三
	移輸出及外船燃料	三、〇〇〇	三〇一
計		三七、二五四	三、二二八
▲昭和十三年度	公私鐵道	四、五八五	二八八
	セメント	一、九九〇	一一八
	耐火煉瓦	二四〇	三三
	硝子陶磁器其他	一、九三八	一一二
	紡織業	四、二八六	二二五

製紙業	一、〇三六	六四	
人造絹絲	一、三八七	一七一	
硫安	五八七	五四	
化學工業其他	七、八九二	一、三七七	
電力業	三、九八九	二九〇	
食料品工業	二、四九七	一三二	
官業	八六一	一八	
其他雜業	四、四二二	五四	
内船燃料	四、六三二	四一〇	
移輸出及外船燃料	三、〇〇〇	—	
計	四、〇三二	三、〇七八	
▲昭和十四年度	公私鐵道	四、八九二	三〇七
	セメント	二、一六九	一七九
	耐火煉瓦	二六二	二二
	硝子陶磁器其他	二、〇六八	一三〇
	紡織業	四、五二三	二三七
	製紙業	一、一〇三	六七
	人造絹絲	一、五五八	一七一
	硫安	六三二	五四
	化學工業其他	六、二九〇	一、三九九
	電力業	四、四四二	四五三
	食料品工業	二、六三八	一四一

官業	八七九	一八	
其他雜業	四、四七六	五四	
内船燃料	五、〇八一	四四九	
移輸出及外船燃料	三、〇〇〇	—	
計	四四、〇一三	三、六八一	
▲昭和十五年度	公私鐵道	五、〇〇五	一一三
	セメント	二、三六六	一九七
	耐火煉瓦	二七〇	八
	硝子陶磁器其他	二、二〇七	一三九
	紡織業	四、七七三	二五〇
	製紙業	一、一六七	六四
	人造絹絲	一、六六一	一〇四
	硫安	六七四	四二
	化學工業其他	七、五二八	一、〇三八
	電力業	四、六四六	二〇四
	食料品工業	二、七八七	一四九
	官業	八九七	一八
	其他雜業	四、五二二	五六
	内船燃料	五、三三五	二五四
	移輸出及外船燃料	三、〇〇〇	—
計	四六、六四八	二、六三五	

— 考 —

— 考 —

▲昭和十六年度	公私鐵道	五、一一〇	一一五
	セメント	二、五八二	二一六
	耐火煉瓦	—	二七〇
	硝子陶磁器其他	二、三五五	一四八
	紡織業	五、〇三七	二六四
	製紙業	一、二三四	六七
	人造絹絲	一、七六四	一〇三
	硫安	七一六	四二
	化學工業其他	八、八五二	一、五二四
	電力業	四、九〇四	二五八
	食料品工業	二、九四四	一五七
	官業	九一五	一八
	其他雜業	四、五八六	五四
	内船燃料	五、六〇二	二六七
	移輸出及外船燃料	三、〇〇〇	—
計		四九、八八一	三、二三三

尙ほ五箇年間の需要豫想増加の累計は次の如し

公私鐵道	一、〇九三
セメント	八四六
耐火煉瓦	八一
硝子陶磁器	六五三

紡織業	一、一八九
製紙業	三二一
人造絹絲	七一九
硫安	二四六
化學工業其他	五、八九五
電力業	一、六九二
食料品工業	七〇六
官業	八九
其他雜業	二七一
内船燃料	一、七五三

移輸出及外船燃料	三〇一
計	一五、八五五
次に五箇年に亘る年別の石炭需要概況は次の如し	
昭和十二年度	四八、一〇一
昭和十三年度	五二、九五九
昭和十四年度	六〇、四七八
昭和十五年度	六四、九五九
昭和十六年度	七〇、八八九

野上副會長歐米視察

本月廿日 出發

本會副會長野上辰之助氏は今回日本貿易振興會主催世界一周實業視察團に加入し本月二十日午前十時三十分下關發關釜連絡船にて朝鮮滿洲をファーストステップとして外遊の途についた。旅行の期間は四ヶ月で本年十月歸朝の豫定である。

全國坑所貯炭高調明細表

昭和十二年三月末日

△印ハ減

(有煙)

計	三月末日現在			前月末對比			前年同期對比		
	計	△	計	計	△	計	計	△	計
筑豊	三〇、三九七	△	三九、九七九	△	三九、〇五五	△	三九、〇〇〇	△	三九、〇〇〇
福岡	三三、四〇〇	△	三三、〇五五	△	三三、〇五五	△	三三、〇五五	△	三三、〇五五
佐賀	二六、六四〇	△	二六、六四〇	△	二六、六四〇	△	二六、六四〇	△	二六、六四〇
肥前	四六、九七九	△	四六、九七九	△	四六、九七九	△	四六、九七九	△	四六、九七九
三池	七三、三三三	△	七三、三三三	△	七三、三三三	△	七三、三三三	△	七三、三三三
九州計	一八、一八一	△	一八、一八一	△	一八、一八一	△	一八、一八一	△	一八、一八一
北海	四九、七五元	△	四九、七五元	△	四九、七五元	△	四九、七五元	△	四九、七五元
石狩	六三、四九〇	△	六三、四九〇	△	六三、四九〇	△	六三、四九〇	△	六三、四九〇
釧路	八、九六六	△	八、九六六	△	八、九六六	△	八、九六六	△	八、九六六
留萌	二、五八九	△	二、五八九	△	二、五八九	△	二、五八九	△	二、五八九
茅沼	三、三〇九	△	三、三〇九	△	三、三〇九	△	三、三〇九	△	三、三〇九
北海計	七〇、六六四	△	七〇、六六四	△	七〇、六六四	△	七〇、六六四	△	七〇、六六四
宇部	四、六六四	△	四、六六四	△	四、六六四	△	四、六六四	△	四、六六四
常磐	一七、六〇〇	△	一七、六〇〇	△	一七、六〇〇	△	一七、六〇〇	△	一七、六〇〇
合計	一七、六〇〇	△	一七、六〇〇	△	一七、六〇〇	△	一七、六〇〇	△	一七、六〇〇

備考 彼杵ハ崎戸、高島、松島、其他雜坑ヲ含ム
肥前ハ北松浦其他雜坑ヲ含ム

東京卸賣物價指數

種別	昭和十一年				備考
	一月	二月	三月	四月	
石炭	一一〇	一一三	一一三	一一六	昭和八年
鋼材	三六	九五	一〇三	一〇五	明治三年
内地材	二七	二八	二八	二八	昭和八年
重油	二八	二八	二八	二八	昭和八年
平均	一九	一九	一九	一九	明治三年
總平均	一九	一九	一九	一九	明治三年

全國重要電力會社貯炭高調表

種別	十一年		十二年	
	一月	二月	一月	二月
一月	四一一	七〇〇	六四五	六〇〇
二月	三三四	一〇〇〇	六五五	一〇〇〇
三月	三一三	〇〇〇	七〇八	八〇〇

全國重要工場貯炭高調表

種別	十一年		十二年	
	一月	二月	一月	二月
一月	一、二六五	五八九	一、八四四	一、二二三
二月	一、一三〇	三〇九	一、八一六	二八六
三月	一、一三〇	三八五	一、八九四	八四九

彙

報

市場出廻り絶無に

炭礦へ炭繰り要求

東京石炭協會の腐心

石炭需要の擡頭と優良炭の市場出廻り絶無と云ふ現象は市場業者の立場からすれば非常に痛憤に堪へぬことで、殆んど中小多数工場の新規需要を断はりつゝあるが、この石炭の有ガスレ現象に對し東京市場の各石炭協會では、石炭景氣の均衡を要求すべしとし、各區寄々協議中で近く石炭協會聯合會を開催、東京市場の態度を決定し次いで大阪及名古屋外各地の小賣業者に呼びかけ炭礦及昭和石炭の覺醒を促すべしとする意見が着々具體化されつつある。即ち多年苦境に喘ぎ各炭の賣捌きに努力したるに拘はらず今日幾分の妙味を見んとする矢先に石炭は供給されず渡されるものも炭礦直納のものよりも高廻りの値では石炭業者としては立行かず、而も力の薄い中小工場がその結果として低炭炭を割高で買はされるに至るは商賣上から見ても面白くない現象でこれは全國に共通の事象と見られるので、東京から全國に呼びかけんとする

石炭の劃期的増産

時局の進展を示唆

前年對比二二一、三一七噸増

目覺しき軍需工業を中心とする重工業界の活況は我が石炭界に異常なる需要増加を齎し之れが供給に全能力を擧げて必至の増産を遂行してゐる石炭礦業界では一部に豫想されてゐる石炭飢饉の聲すらある際何等の懸念を存せぬ増産が遂行されてゐる。即ち本年四月中における全國重要炭礦の産出高は本月に至り漸くまとまつたが、これによると同月中産出高は三百三十九萬九千二百五十二噸で前年同月に比し三十萬八千八百三十三噸の増産を示し、本年一月より四月までの累計は實に一千三百八十三萬九千八百八十九噸に達し、前年同期間に比する時は百二十萬一千三百十七噸と云ふ激増を示してゐるが、今日需要狀勢よりすると製鐵工業の

希望熾烈で加納會長の動き如何で直ちにこの動議は具體化されるものと見られてゐる。

異常なる發達と電力消費の増大による電力用炭の需要激増とを合せて考へるとき昭和石炭最近の需要は前年對比四百萬噸を突破するものと觀測され、各礦主の躍起の増産遂行による今日までの實績より見るとき尙且不足を來すのではないかと云はれ各礦の増産準備の進捗と今後の増産が注目されるに至つた。

昭和石炭古田社長の時局觀

石炭界はどう動く

現在日本のホープとして果敢乗り出した近衛内閣に問題山積の石炭界は大いにその活躍を期待してゐるが昭和石炭社長古田慶三氏は今後近衛内閣を中心に進展せんとする炭界の動向を左の如く觀測してゐる。

吾々石炭業者としても新内閣が現状に即した新政策により炭界發展に寄與せんことを期待してゐる。内閣が變つても今後の重工業、化學工業及び製鐵事業、人造石油の發展は確保されねばならず、それに伴ふ石炭増産計畫に變化を來すわけはあまい。燃料問題を総合的に扱ふ燃料局の設置は官制が發布され來るべき特別議會で帝國燃料興業會社法案、人造石油法案が可決されることも確實である。液體燃料自給問題は政府の重要國策として決定され軍事上の必要不可欠のものであつて新内閣の方針も當然これを踏襲する筈で吾々も亦その積りで着々準備を進めてゐる。人造石油所要炭の量及び質に關する調査も商工省で早速着手するだらうし

吾々も亦之に協力する筈である。過般商工省諸問の石炭増産計畫及び炭價調整問題もそのまゝ新内閣に引繼がるべきものとして吾々も對策研究中である。

今後五ヶ年間の自然増加分年額三百萬噸は現在各社の擴張で賄ふが人造石油による原料炭は別に未開發炭田、封鎖炭田の開發に俟たねばならぬ。今後の尨大なる石炭需要増加に伴つて鐵夫不足、技術者不足の問題が起るの必然だが鐵夫不足は支那人、朝鮮人の移入制限廢止によつて補ひ技術者不足は吾々の手だけでは不十分だから政府の養成方針確立を要請する必要があるだらう。且又輸送問題についても港灣の修築、鐵道設備充實等で政府に善處を請はねばなるまい。しかしながら石炭の統制は他くまで現在の自治統制が尊重されるべきで外部からの強力國家統制は斯業を發展に導くものではない。

新内閣は必ず國民生活を擁護する建前から物價騰貴抑止策を取るだらうが炭價値上抑制は不可である。工業品はすべて大量生産によつて安價となるが石炭の場合は事情が異なる。既に採掘容易の箇所は殆んど掘り盡し今後の増産には尨大な經費を投じて新設備を充實する必要があり、最近の勞賃高、坑木その他設備費の増大運賃高等は炭價値上げを不可避ならしめてゐる。之を若し抑制するとすれば増産不可能となるだらう。

勿論他産業との關係を考慮して適宜調整さるべきは當然であつて販賣統制を掌る昭和石炭で萬全を期する筈である。新内閣の成立に當り特に以上の點に關し吾々の希望を述べて政府當局の善處を請ふ次第である。

採炭費益々嵩み

石炭は全く採算難

石炭界は全くお先眞つ暗で炭價を上げれば差しつかへるのも人造石油工業のみではない各種産業が然りなのである。ところが採炭費が昂騰するのであるから上げずにはおかれず決局大資本の坑主のみ出炭をなして中小坑主は其の犠牲となるだらうことは止むを得ないものと見られるのであるが前記の如く液體燃料國策遂行上之が國家統制は必然であつて今後の動きは吾人の意想外にあるかの如くである。

東邊道に優秀鐵鑛

良質石炭も豊富

現地製鐵可能に確信

昨年十二月以來滿洲國、滿鐵、滿炭など協力調査を行つてゐる東邊道は今日まで數回にわたり極めて有望なる鐵鑛および石炭などの鐵物資源が発見されその結果は大なる期待を持たれてゐたが九日滿洲國調査隊によつて大栗子溝(臨江縣)において含有量五十パーセント以上におよぶ赤鐵鑛が、ついで鐵廠子(通化縣)附近において六十パーセントの赤鐵鑛が発見された旨報告があつ

た。大栗子溝における鐵鑛の鑛量は目下の調査においても約二千萬噸以上と推定され鐵廠子のものは調査中であるがこれも莫大な埋藏量を有するものと見られその他東邊道各地の鐵鑛を合せ今日までの發見調査によつても約五、六千萬噸の鐵鑛は確實と判明した。

石炭もさきに鐵廠子で發見された製鐵用としてそのまゝ使用出来る良炭が約六千萬噸の埋藏量を有することが明かとなつた。滿洲國五ヶ年計畫に於て企圖されてゐた東邊道重工業資源の開發すなはち年産三十萬乃至五十萬噸の現地製鐵事業は今日までの踏査によつても可能であることが確信された。

滿洲國では引續き同地資源の大規模踏査を行はずであるが、その結果により東邊道鐵鑛開發はいよいよ具體的決定を見るものと期待されてゐる。

埋藏量二億噸と推定

日曹鑛業本願寺炭鑛

先般日曹鑛業會社に買収された北海道本願寺炭鑛は鑛區面積一千万坪埋藏量二億噸と推定され目下同社調査隊の派遣により慎重調査中であるが採掘炭は常磐炭類の優良炭であつて六千二百乃至六千八百カロリーを有し石炭不足の聲漸く盛んなる折柄之が開發は頗る期待されてゐる。

海軍、滿鐵聯合

石炭液化協議會

海軍と滿鐵のタイアップによつて進められてゐる石炭液化事業は今や試験期を脱し本格的企業化を圖ることとなりこれに伴ふ海軍並びに滿鐵の聯合協議會が六月七、八兩日徳山海軍燃料廠において開催、滿鐵から撫順炭礦長久保博士以下八名、燃料廠から吉成廠長、野村(研究)別府(製油)兩部長、海軍省から細谷軍需局長第二課長が出席の上第一日は午前九時から午後四時まで協議が行はれたが、八日は株主總會出席のため上京の途にある松岡總裁も出席する筈で協議會の結果は注視されてゐる。海軍燃料廠副官室では左の如く語つた。

今回の會議は燃料事業に關する極めて重大且つデリケートな問題につき協議が行はれてゐるので會議の内容は一切厳秘に附されてゐる。

船舶用燃料炭

近く大幅引上斷行

船舶用燃料炭の殆んど全部を供給しつゝある昭和石炭では石炭

の需要激増、生産費の増大、一般船舶運賃の引上を理由として本月末より七月に亘る契約更改期に方り噸當り一割乃至二割の船舶用燃料炭の一齊大幅引上を斷行する事に決定、一部船主に對しては既に其の引上方を通告した。

炭價は従來同社が基準を爲してゐる關係上當然他社も之に隨伴するものと豫想せられ船主間に衝擊を與へて居るが神戸船主會では運賃界に影響するところ大なりとして近く之れが對策を樹立する事となつた。

飯塚の石炭を

將來は苅田港から

京都郡苅田村長會は郡産業發展の基礎確立のため同郡苅田築港がいよいよ實現の目算がついたので六月十四日町村長會を開き飯塚線の鐵道敷設陳情について協議を行つた結果近く門鐵局に赴き陳情運動を行ふことになつたがこれは北九州の洞海湾が既に飽和状態にあるため將來飯塚地方の石炭を苅田港に向けて積出す計畫でこの飯塚線敷設こそ一朝有事の場合は軍事上にまた平時に於ては輻輳せる筑豊炭積出の緩和の點から見ても頗る有意義とするもので同會は他まで初志の貫徹に向つて猛運動を起すことになつた。

日米物價低落

英佛は微騰

日銀調査の五月分の内外卸賣物價指數(パリのみは四月分)によればロンドンとパリのみが前月に比しそれ〇・三八%、〇・一八%の微騰に過ぎず東京とニューヨークとは各二・八四%、一・五%の低落となつてゐる。東京が低落したのは海外安及び政情不安の反映でありニューヨークは米政府の景氣抑制政策、C・I・Oの活躍が影響したものである。

(大正三年七月一〇〇單位%、△印減)

	五月	前月比	前年同月比
東京	一九一・五	△二・八四%	二五・一%
倫敦	一二九・九	〇・三八%	二三・二%
紐約	一三〇・二	△一・五%	一六・四%
巴里	五三七	〇・一八%	四二・八%

(四月分) (三月分)(前年四月比)

東京石炭市場の聲!

東京市場の中小石炭商も一こゝろに比すれば幾分立直つてゐる。しかしこれは立直つてゐるに過ぎずして過去の痛手償ひしかも餘裕が生じたと云ふ意味ではない。もう一儲けて見たいと云ふのが僞らざる心境であらう。この矢先軍需註文の分散主義の下に簇出せる中小工場の需要の擡頭が起つて來た。市場業者の待望する事態に市場が良好したのである。

×

にも拘らず、需要筋の要望する石炭は容易に手に入らぬ。當代の花形炭たる撫順の如きはターキー勝太郎に等しく市場業者の面接すら許されぬ。多年これ等の石炭を苦心して賣賤路を廣むるに努力したものが、此處で一かけの撫順を得られぬとなつたら、憤慨の極點に達するは當然である。敢て撫順に止まらず高カロリ―石物の入手が困難で、利益と得意をみすゞ見捨てねばならぬと云ふ悲惨な局面に蓬着してゐる。

×

いぶるが如く、くすぶるが如く、石炭好況の下層から有ガスレ呪咀の聲が上つて來た。東京市場の各石炭協會のメンバーの中には相互に局面打開の囁きが交されて來た。更に石炭協會聯合會が一團となつてこの問題に狼火を揚げんとする聲も聞く更に大阪、

名古屋、京都の各地市場業者に呼びかけ大同團結してこの石炭界の矛盾を是正せんとする動きすらある。

過去屢々繰返された事實から見てこの種の運動が何處まで効果あるか判らぬ。更にその動機において多分の思惑もなしとしない。しかし、市場業者が現在共通してこの心に支配されてゐることは見逃してはならない。炭礦側にすればコンスタントな需要のある得意は萬難を排しても炭練りすべきであらう。しかし商賣にも、何にもせよゆとりといふものがほしい。こゝに、その数量の多寡は別としても少し市場業者をも儲けさせる目的の下に何等かの仕事をなすべきでなからうか。

日鐵、瓦斯、鐵道、バンカーに、炭練も必要であらう。しかし中小工場を代表する市場業者への炭練も同一の意味において必要だ。今日の事實をたどつて云ふならば大きな兄一人が最中の船を全部なめて、多数の小さい弟には側ばかりを與へるに等しい。側のみを與へるもよい。それでは味も素氣もないから多少の船もつけてやるべきではなからうか。船とは高カロリー燃料だ。炭礦の再思三考を祈つてやまぬ。

滿洲國炭業統制委員會

今月中に開催

五月に開業を豫定されてゐた炭業統制委員は、年度開始に先立ち四月以來關東軍實業部、日滿商事及各關係者間に開催促進方につき打合せ中であつたが難問題が種々附隨的に發生すると共に、單に石炭増産計畫のみを以て各種統制案を構つることが出来ず今日に至つたものであるが、石炭需要期を控へ炭業統制の内容決定を早急に解決する必要に迫られてきてゐるので實業部では今月中に委員會を開催せんとし準備を急いでゐる、猶委員會延期の理由は次の如くである。

- 一、石炭増産計畫の遂行による之が處分方法及各種産業開發計畫案との調整難
- 一、石炭増産計畫と電力供給鐵道輸送及消費市場との關係の摩擦

石炭鑛業權設定(四月一日ヨリ六月四日マデ)

福岡鑛山監督局管内

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名	登録月日
佐賀 三〇三	杵島郡須古村錦江村龍王村	九三、〇〇〇坪	福岡縣嘉穂郡大隈町 久恒 得郎 外一人	四、一
同 三〇三	同 郡北有明村並ニ海面	五三、一〇〇	同上	四、一
長崎 七〇九	北松浦郡星鹿村鷹村並海面	九六、五〇〇	佐世保市比良町 草場 淺市	四、一
同 六三六	山門郡大和村瀬高町三橋村	九八、〇〇〇	東京市日本橋區室町二丁目 三井鑛山株式會社 外一人	四、一
同 六三七	同 郡瀬高町三橋村	九五、四〇〇	同上	四、一
佐賀 三〇三	杵島郡武内村	八九、九六八	福岡市船津町 福井 敏郎 外一人	四、一
同 三〇三	同 郡東川登村	九四、〇〇〇	大阪市東區北濱五丁目 住友炭鑛株式會社	四、一
同 三〇三	同 村武雄町	九三、四〇〇	同上	四、一
福岡 三〇三	直方市	五、五〇〇	福岡縣田川郡川崎村 大江 善次	四、一
山 四三九	厚狭郡小野田町地先海面	七六、五〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目宇部鑛業株式會社	四、一
同 六四〇	田川郡上野村	四四、〇〇〇	飯塚市立岩 株式會社 麻生 商店	四、一
同 六四〇	田川郡安真木村	一三、三〇〇	同上	四、一
同 六四〇	粕屋郡山田村立花村	一三、五〇〇	福岡縣粕屋郡箱崎町 高田 五郎 外一人	四、一
同 六四〇	上益城郡木倉村瀬尾村御船町	九八、五〇〇	神戸市湊東區中町通一丁目梶川孝太郎外一名	四、一
長崎 七〇九	北松浦郡鷹島村地先海面今福町地先海面	八〇、〇〇〇	佐世保比良町 草場 淺市	四、一
同 四九六	宇部市地先海面	九五、四〇〇	宇部市沖宇部 東見初炭鑛株式會社	四、一
同 四九七	厚狭郡小野田町地先海面	九八、七〇〇	同上	四、一

熊本 元八〇	菊池那水源村 大分縣日田郡上津江村	八五、七〇〇	熊本市春日町	田村 新 外二人	五二九
長崎 三六八	北松浦郡調川村地先海面志佐町地先海面	七四〇、五〇〇	佐世保市保立町	吉原 梅吉 外一人	五三三
同 三六五	北高來郡森山村南高來郡山田村並ニ海面	九五、五〇〇	東京市赤坂區新坂町	花田 卯造 外一人	五三三
同 三六〇	北松浦郡鹿町村並ニ海面佐々村地先海面	七四、〇〇〇	大津市松本梅村	林 元之助	五三三
同 三六〇	同 鹿町村地先海面紐差村地先海面	九三、〇〇〇	同上		五三三
同 三六三	北高來郡小栗村江浦村	一〇〇、〇〇〇	長崎縣北松浦郡杣木村	吉原 修 外一人	六一
山口 四三九	宇部市地先海面	一〇一、五〇〇	宇部市中宇部	宅野 潔	六一
福岡 六七四	粕屋郡多々良村	三九、六〇〇	福岡縣粕屋郡宇美町	中島 徳松	六一
同 六七五	同村箱崎町並ニ海面	七〇、〇〇〇	同上		六一
山口 四三〇	厚狹郡小野田町地先海面	四三、二〇〇	東京市麹町區丸ノ内二丁目宇部鑛業株式會社		六一
熊本 三六二	天草郡富岡町地先海面	五六、〇〇〇	大阪市東區北濱二丁目 靜 豐治郎		六一
試掘鑛區增減區願許可					
宮崎 二七六	南那珂郡木城村 北方村	九六、五〇〇	大阪市西成區松原通二丁目津島重太郎外四人		四三〇
熊本 二七八	天草郡宮地岳村 一町田村	八六、四〇〇	福岡縣粕屋村勢門村 藤井 孝 外一人		五、六
試掘鑛區增區願許可					
福岡 五六四	粕屋郡多々良村香椎村並ニ海面 箱崎町地先海面	九四、六〇〇	福岡縣粕屋郡宇美町 中島 徳松		五、三
鑛區稅不納ニ付鑛業法第四十一條ニ依リ試掘權取消					
大分 三〇九	日田郡五馬村	九五、三〇〇	福岡縣田川郡伊田町 加藤磯太郎 外一人		六、二

熊本	六六〇	菊池郡水原村 大分縣日田郡上津江村	六六〇〇〇	熊本市春日町	田村 新 外二人	五三三
長崎	五九六	北松浦郡調川村地先海面志佐町地先海面	四〇五〇〇	佐世保市保立町	吉原 梅吉 外一人	五三三
同	五九六	北高來郡森山村南高來郡山田村並ニ海面	九五五〇〇	東京市赤坂區新坂町	花山 卯造 外一人	五三三
同	五九六	北松浦郡座町村並ニ海面佐々村地先海面	四〇二〇〇	大津市松本梅村	林 元之助	五三三
同	五九六	同 郡 鹿町村地先海面紐沢村地先海面	九五五〇〇	同上		五三三
山口	五九六	北高來郡小栗村江浦村	四〇二〇〇	長崎縣北松浦郡楠木村	吉原 修 外一人	六〇二
福岡	五九六	宇部市地先海面	二二五〇〇	宇部市中字部	宅野 潔	六〇二
同	五九六	粕屋郡多々良村	五九六〇〇	福岡縣粕屋郡宇美町	中島 德松	六〇四
山口	五九六	同村百崎町並ニ海面	六〇二〇〇	同上		六〇四
熊本	六〇六	厚俣郡小野田町地先海面	四〇五〇〇	東京市麹町區九ノ内二丁目宇部鐵業株式会社		六〇四
		天草郡宮岡町地先海面	五九六〇〇	大阪市東區北濱二丁目 靜 豐治郎		六〇四
試掘鑛區增減區願許可						
宮崎	二六六	指那郡都木城村 北方村	六六五〇〇	大阪市西區松原町三丁目津島重太郎外四人		四〇三
熊本	五九六	天草郡宮地宮村 一町田村	六〇四〇〇	福岡縣粕屋村勢門村	藤井 孝 外一人	五三三
試掘鑛區增區願許可						
福岡	五九六	粕屋郡多々良村本能村並ニ海面箱崎町地先海面	四〇七〇〇	福岡縣粕屋郡宇美町	中島 德松	五三三
鑛區稅不納ニ付鑛業法第四十一條ニ依リ試掘權取消						
大分	五九六	日田郡五馬村	九五五〇〇	福岡縣田川郡伊田町	加藤 磯太郎 外一人	六〇二

統 計

目 次

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| 1 互助會所屬坑別送炭實績表.....(61) | 12 若松船種別積出炭.....(74) |
| 2 互助會所屬炭坑炭種別送炭數量內譯表.....(64) | 13 若松着炭五箇年對照.....(74) |
| 3 筑豐鑛業會所屬坑別出炭高實績表.....(67) | 14 若松積出炭五箇年對照.....(74) |
| 4 聯合會所屬會別送炭實績表.....(69) | 15 互助會所屬郡別坑夫調.....(75) |
| 5 昭和十二年各月末貯炭高調.....(70) | 16 互助會所屬郡別坑夫移動數調.....(76) |
| 6 若松港貯炭表.....(71) | 17 互助會所屬郡別就業歩合調.....(76) |
| 7 若松港石炭集散高.....(72) | 18 互助會所屬坑夫一日當り平均郡別賃金表.....(77) |
| 8 大阪港貯炭.....(72) | 19 互助會炭炭種別着驛別送炭數量內譯表.....(78) |
| 9 若松戶畑其他地區內各驛着炭高.....(72) | 20 全國電力筋石炭消費高調.....(79) |
| 10 若松戶畑炭積機別荷卸數量.....(73) | 21 互助會炭炭地方別山元貯炭調.....(79) |
| 11 若松地方別積出炭.....(73) | 22 一月分石炭山原因別災害死傷者數.....(80) |

互助會所屬坑別送炭實績表

昭和十二年四月以降

(單位噸)

坑主及坑名	四月	五月	六月	七月	八月	九月	上期累計	前年同月
日本化學	39,187							35,819
" " " "	18,659							14,424
" " " "	1,752							23,172
野上	23,870							9,868
" " " "	4,720							1,314
野東邦上	1,863							3,418
新野東邦上	3,720							7,649
" " " "	2,714							6,073
新野東邦丸	3,514							8,331
新金東邦丸	12,993							4,252
" " " "	7,500							5,312
" " " "	3,965							595
新久東邦恒	1,135							12,250
" " " "	18,009							9,832
" " " "	7,498							14,197
" " " "	14,143							3,631
中島	3,020							13,738
" " " "	14,178							

第一卷 (19)

田	籠	三	上	大	定	3,870												3,687
日	業	昭	山	嘉	野	5,075												—
岡	同	新	一	野	岡	1,392												—
太	田	真	原	崎	野	4,233												688
木	原	第	山	浦	崎	926												2,494
久	恒	木	上	田	田	3,743												—
三	崎	山	筑	紫	紫	—												—
府	內	上	吉	田	田	672												—
吉	田	筑	寶	滿	滿	912												—
佐	伯	吉	佐	與	與	903												—
永	岡	寶	平	床	床	—												—
藏	野	佐	平	計	計	30												—
小				實	實	69,381												37,611
總				增	減	392,424												344,474
前				年	比	344,474												—
對				月	增	47,950												—

互助會所屬炭坑炭種別送炭數量內譯表

昭和十二年四月分

(單位噸)

坑 主 及 坑 名	塊炭	中塊炭	粉炭	租 炭			切込炭	微粉炭	小 計	無煙炭	燬石	合 計
				塊炭	中塊炭	粉炭						
日 本 化 學	7,738	6,984	18,680	—	2,257	3,009	—	519	39,187	—	—	39,187
"	2,453	4,452	9,682	2	217	1,727	—	126	18,659	—	—	18,659
"	1,300	—	452	—	—	—	—	—	1,752	—	—	1,752
"	992	1,584	13,525	—	—	2,485	4,763	521	23,870	—	—	23,870
新 東 邦	—	—	—	—	—	—	3,720	—	3,720	—	—	3,720

野	上	麻	倉	—	—	2,714	—	—	—	—	—	2,714	—	—	2,714
"	"	三	元	—	—	2,837	—	—	—	677	3,514	—	—	—	3,514
新	東	天	道	—	767	10,573	—	—	783	870	12,993	—	—	—	12,993
"	"	長	禮	426	232	3,834	—	—	—	228	4,720	—	—	—	4,720
"	"	入	野	571	—	1,291	—	1	—	—	1,863	—	—	—	1,863
金	丸	高	谷	382	1,457	4,634	—	—	641	—	386	7,500	—	—	7,500
"	"	大	隈	1,331	—	2,208	396	—	—	—	30	3,965	—	—	3,965
"	"	野	面	142	221	679	—	—	—	54	39	1,135	—	—	1,135
新	東	鞍	手	860	3,441	11,282	—	—	1,077	607	742	18,009	—	—	18,009
"	靜	池	野	2,794	2,416	12,391	—	—	911	—	—	18,512	—	—	18,512
"	"	神	田	2,303	1,200	5,981	—	955	—	—	—	10,439	—	—	10,439
久	恒	漆	生	69	—	1,797	—	149	1,450	3,629	404	7,498	—	—	7,498
"	"	猪	鼻	1,143	—	5,946	2,995	—	—	3,879	180	14,143	—	—	14,143
"	"	大	和	362	—	1,728	236	—	—	694	—	3,020	—	—	3,020
"	"	山	浦	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中	鳥	鯛	鼻	—	—	3,359	—	—	—	—	—	3,359	—	—	3,359
"	"	江	口	320	—	277	435	—	—	885	—	1,917	—	—	1,917
"	"	昭	和	1,365	1,643	10,163	—	—	—	822	185	14,178	—	—	14,178
九	曹	西	川	—	288	11,983	—	985	397	1,876	171	15,700	—	—	15,700
小	達	新	手	2,297	1,764	2,500	744	537	1,087	2,035	—	10,964	—	—	10,964
"	林	新	高	507	—	1,242	1,639	—	—	446	—	3,834	—	—	3,834
"	"	土	井	—	—	3,554	—	—	—	—	—	3,554	—	—	3,554
藤	井	新	目	—	—	7,429	—	—	—	2,398	17	9,844	—	—	9,844
大	谷	大	尾	2,805	2,385	10,080	621	98	—	480	165	16,634	—	—	16,634
秋	山	秋	森	252	752	1,927	—	—	—	—	—	2,931	—	—	2,931

貝	"	島	上	山	田	36,797							7,167
明	"	治	大	之	浦	121,966							△ 3,222
	"	豐	大	浦	辻	32,430							△ 2,200
	"	赤	明	國	池	45,631							4,616
	"	明	嘉	池	治	39,533							7,294
嘉	"	穗	平	明	穂	18,247							10,508
平	"	山	赤	嘉	山	27,220							1,950
麻	"	生	吉	平	坂	25,593							△ 1,744
	"	業	網	赤	限	23,331							2,264
	"	正	豆	吉	分	24,577							2,508
	"	內	芳	網	田	16,070							339
九	州	河	起	豆	雄	17,450							726
大	"	友	中	芳	松	17,707							2,250
藏	"	原	中	起	一	12,332							2,470
古	"	中	大	中	二	36,036							△ 5,781
住	"	津	峰	中	峰	22,282							3,990
中	"		古	中	地	30,536							△ 2,335
	"		古	中	田	14,851							△ 6,137
	"		古	中	尾	21,805							△ 4,114
	"		古	中	限	26,422							△ 469
	"		古	中	原	36,240							4,937
合			中	中	計	1,736							△ 614
						1,036,509							68,528

聯合會所屬會別送炭實績表

昭和十一年十月以降

(單位噸)

會組其他	上期 (四月—九月)	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	下期累計	十一年度合計	
九州		筑豐鑛業會	913,748	896,889	974,937	888,790	922,859	1,060,760			5,657,983	10,669,931
		肥筑鑛業會	184,746	174,322	208,695	138,998	184,542	220,931			1,157,300	2,083,876
		岩屋炭礦	8,670	9,904	10,738	9,259	10,782	12,217			61,567	116,458
		三池鑛業所	155,880	162,803	150,859	152,902	132,335	164,960			919,741	1,781,442
		松島炭礦	380	1,289	4,029	207	3,979	5,282			15,166	24,702
		崎戸鑛業所	82,301	53,112	99,989	67,300	68,326	82,836			453,564	866,783
		高島鑛業所	34,817	41,409	44,407	36,339	34,218	38,306			227,296	436,122
		小計	1,380,542	1,339,728	1,493,354	1,338,594	1,357,041	1,585,292			8,492,617	15,979,314
		北海道鑛業會	641,514	694,160	716,136	653,045	632,310	826,466			4,163,631	7,876,502
		常磐鑛業會	150,408	144,179	179,893	146,901	157,342	157,631			956,354	1,800,535
字部鑛業組合	206,535	181,908	204,039	190,091	181,329	215,515			1,179,417	2,305,918		
合計	2,378,999	2,975,975	2,593,422	2,328,631	2,328,022	2,784,904			14,794,019	27,962,269		
別披		福生	4,846	6,882	5,567	6,295	6,184	8,943			38,717	64,937
		彌生	23,062	27,509	30,916	28,422	22,410	31,087			163,406	306,547
		第二	3,938	5,510	7,476	7,275	7,468	8,185			39,852	56,027
		小磐	31,846	39,901	43,959	41,992	36,062	48,215			241,975	427,511
		計	2,410,845	2,419,876	2,537,381	2,370,523	2,364,034	2,833,119			15,035,994	28,389,780
		總計	56,945	95,210	261,068	263,100	82,066	270,546			1,029,001	2,035,967
對前年新加入		年增宮尾里島	2,608	2,538	1,877	退會	—	—			6,993	6,993
		本江東	5,779	6,658	6,108	6,653	4,841	6,225			36,264	68,707
		浦松	655	1,741	3,574	2,071	2,755	2,833			13,629	13,629
		浦松	1,939	3,848	5,122	4,983	4,606	6,079			26,577	26,577
		浦松	—	—	—	—	—	—			—	—

(70)

統一

一計

昭和十二年各月末貯炭高調

(無煙炭及燐石ヲ除キ、坑所貯炭ヲ含マズ)

		十一年 十二月末	一月末	二月末	三月末	四月末	五月末	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末	十一月末	十二月末	
九 州 道	若松	65,208	62,934	80,471	106,779	169,757									
	門司	5,454	5,796	6,256	6,789	7,334									
	小倉	3,280	4,168	4,069	10,098	6,560									
	博多	8,775	13,558	17,558	29,170	32,218									
	唐津	7,161	9,308	14,971	21,454	23,285									
	白浦	3,766	5,634	6,912	12,462	11,016									
	相浦	6,801	7,357	5,811	6,371	8,603									
	長崎	11,121	15,108	12,294	14,088	11,895									
	宇島	498	1,068	309	1,000	738									
	小計	112,064	124,931	148,651	208,211	271,406									
	北 海 道	小樽	97,264	109,222	94,905	105,925	106,129								
		室蘭	73,358	61,523	75,589	121,143	93,293								
		函館	9,264	10,648	7,645	11,271	16,151								
		留萌	29,265	20,851	27,428	28,752	33,500								
釧路		20,322	24,870	27,605	45,848	45,634									
岩内	13,873	9,089	7,281	6,532	5,805										
小計	243,346	236,209	240,453	319,471	300,512										
合 計	355,410	316,140	389,104	527,682	571,918										

統一

(71)

京 濱	126,669	137,259	118,839	122,788	126,963								
名 古 屋	105,639	102,530	95,456	87,544	97,683								
大 阪	96,845	85,887	74,495	69,006	92,555								
神 戶	13,703	11,637	10,118	12,060	13,865								
合 計	342,857	337,313	298,908	291,398	331,066								
總 計	698,267	698,453	688,012	819,080	902,984								
前年總計	772,053	623,977	553,938	524,035	554,227	553,855	591,536	693,731	691,092	748,480	872,150	872,920	698,267
對前年增減	△23,786	74,476	134,074	295,045	348,757								

若 松 港 貯 炭 表 昭和12年6月10日現在 (單位噸)

區 別	築 港	藤木棧橋	藤 木	二 島	新 川	中 島	合 計	比 較				
								前 回 增 減	前年同月同日增減			
塊	炭	1,604	6,354	12,216	19,252	2,698	334	42,458	1,366	29,997		
中	塊	136	15,140	16,839	20,667	3,464	6,608	62,854	6,154	53,177		
切	込 炭	—	935	2,229	1,443	3,615	13	8,235	△ 434	2,562		
粉	炭	—	80,212	7,778	12,424	16,055	3,064	119,533	11,711	82,065		
無	煙	—	—	—	3,956	224	—	4,180	58	3,724		
燐	石	—	921	—	20	15	—	956	62	371		
合	計	1,740	103,562	39,052	57,762	26,971	10,019	238,216	18,917	171,896		
比 較	前 增	回 減	△ 5	7,594	4,177	4,477	2,536	138	18,917	△印ハ減ヲ示ス		
	前 年 同 月 同 日 增	減	1,002	28,925	6,770	6,252	22,597	774	66,320			
	增	減	738	74,637	32,292	51,510	3,474	9,245	171,896			

若松港石炭集散高 六月十日現在				大阪港貯炭			
區別	6月上旬	前旬=比%	前年同月同旬=比%	區別	6月10日現在	5月31日=比%	前年同月同日=比%
陸運着炭	221,049	△ 7,739	38,279	陸上貯炭	42,726	304	16,850
若松驛	116,286	△ 14,061	5,277	塊切込炭	2,875	△ 192	△ 1,039
戸畑驛(牧山)	337,335	△ 21,800	43,556	粉炭	88,420	△ 220	2,975
計	22,161	10,826	5,188	計	134,021	△ 108	18,786
積出炭	237,451	△ 74,491	23,311	海上貯炭	55,159	△ 7,506	△ 8,087
内移(門司送)	—	—	△ 3,386	合 計	186,180	△ 7,614	10,699
國外(其他各地)	12,942	△ 1,406	2,250				
内國(國輪出)	2,412	503	1,022				
外國(船焚料)	274,966	△ 64,568	28,385				
計							

備考 △印ハ減ヲ示ス

備考 △印ハ減ヲ示ス

若松戸畑其他地區内各驛着炭高

(單位噸)

月別	陸 運				水 運			合 計
	若松驛	戸畑驛	其他地區内各驛	計	内國移入	外國輸入	計	
四月	639,698	376,304	231,829	1,247,831	60,678	62,900	123,578	1,371,409
五月	658,597	361,222	265,329	1,285,148	63,296	89,030	152,326	1,437,474
六月								
七月								
八月								
九月								
上期果計	1,298,295	737,526	497,158	2,532,979	123,974	151,930	275,904	2,808,883

若松戸畑炭積機別荷卸數量

(單位噸)

月次	牧山炭積機		新川炭積機		藤木棧橋				藤木炭積機	合 計
	汽船積	帆船積	汽船積	帆船積	東 部	中部甲	中部乙	西 部	帆船積	
四月	265,808	1,350	23,174	40,800	159,942	165,389	163,060	75,953	19,226	914,702
五月	273,092	6,635	37,982	30,856	157,850	159,594	166,018	87,008	24,223	943,258
六月										
七月										
八月										
九月										
上期果計	538,900	7,985	61,156	71,656	317,792	324,983	329,078	162,961	43,449	1,857,960

若松地方別積出炭

(單位噸)

區別	京 濱	伊 勢 灣	阪 神	瀬戸内海	門 司	山陰北陸	朝 鮮	其 他	外國輸出	合 計
四月	61,544	101,575	361,504	204,455	51,160	25,331	32,566	34,015	2,421	874,571
五月	65,675	118,775	343,825	197,283	45,023	40,312	27,852	33,087	3,962	875,794
六月										
七月										
八月										
九月										
上期果計	127,219	220,350	705,329	401,738	96,183	65,643	60,418	67,102	6,383	1,750,365

(74)

一統

一計

若松船種別積出炭 (單位噸)									
月次	區別	船			汽船				合計
		帆船	被曳船	機帆船	汽船		燃料		
					內國	外國	內國船	外國船	
四月	月	209,508	146,181	200,706	315,755	2,421	40,641	3,223	918,435
五月	月	194,916	141,811	193,393	341,712	3,962	46,227	5,878	927,899
六月	月								
七月	月								
八月	月								
九月	月								
上期	累計	404,424	287,992	394,099	657,467	6,383	86,868	9,101	1,846,334

若松着炭五箇年對照 (單位噸)						若松積出炭五箇年對照 (單位噸)							
月次	年別	昭和12年	昭和11年	昭和10年	昭和9年	昭和8年	月次	年別	昭和12年	昭和11年	昭和10年	昭和9年	昭和8年
		四月	月	1,371,409	1,269,019	1,122,109			1,117,937	850,963	四月	月	918,435
五月	月	1,437,474	1,344,240	1,183,982	1,111,655	932,649	五月	月	927,899	900,968	806,032	735,846	690,933
六月	月						六月	月					
七月	月						七月	月					
八月	月						八月	月					
九月	月						九月	月					
上期	累計	2,908,883	2,613,259	2,306,091	2,229,592	1,783,612	上期	累計	1,846,334	1,771,339	1,552,860	1,489,985	1,336,254

一統

一計

(75)

互助會所屬郡別坑夫調										
昭和十二年四月分										
種別	遠賀	鞍手	嘉穂	田川	粕屋	長崎	佐賀	合計		
坑	採炭夫	男	4,630	3,504	3,862	1,407	1,790	1,559	235	16,987
		女	653	616	334	82	23	171	36	1,915
坑	支柱夫	男	697	1,109	2,407	506	922	950	43	6,634
		女	146	99	161	16	23	110	12	567
坑	運搬機械	夫	185	109	198	57	73	140	16	778
		夫	179	92	149	70	50	80	7	627
坑	工作	夫	247	80	150	69	114	45	5	710
		夫	171	150	80	116	173	66	7	763
坑	計	男	6,086	5,038	6,855	2,224	3,121	2,835	313	26,472
		女	822	721	486	99	47	286	48	2,509
坑	運搬機械	夫	664	521	867	329	345	134	59	2,919
		夫	485	446	612	146	217	168	29	2,103
坑	工作	夫	422	227	511	120	296	123	42	1,741
		夫	233	136	269	87	120	111	11	967
坑	計	男	513	213	326	151	103	94	10	1,410
		女	1,710	975	1,869	512	793	463	112	64,34
坑	計	男	1,710	975	1,869	512	793	463	112	64,34
		女	607	568	716	321	288	167	39	2,706
合計	計	9,225	7,302	9,926	3,156	4,249	3,751	512	38,121	

互助會所屬郡別坑夫移動調

昭和十二年四月分

種 別	遠 賀	鞍 手	嘉 穂	田 川	粕 屋	長 崎	佐 賀	合 計	
雇 入	炭 夫	633	586	690	254	453	523	39	3,178
	柱 夫	90	93	315	30	76	173	—	777
	其 他	254	138	284	62	109	164	13	1,024
計	977	817	1,289	346	638	860	52	4,979	
解 雇	炭 夫	710	576	741	323	451	543	43	3,387
	柱 夫	66	100	289	44	117	160	—	776
	其 他	171	102	234	79	118	167	4	875
計	947	778	1,264	446	686	870	47	5,038	

互助會所屬郡別就業歩合表

昭和十二年四月分

種 別	遠 賀	鞍 手	嘉 穂	田 川	粕 屋	長 崎	佐 賀	合 計
探 炭 夫	0,713	0,685	0,699	0,721	0,676	0,662	0,700	0,693
支 柱 夫	0,718	0,735	0,702	0,785	0,730	0,730	0,850	0,750
全 鑽 夫	0,785	0,723	0,719	0,737	0,730	0,772	0,805	0,753

互助會所屬坑夫一日當り平均郡別賃金表

昭和十二年四月分

(單位圓)

種 別	遠 賀	鞍 手	嘉 穂	田 川	粕 屋	長 崎	佐 賀	平 均	
坑 内	探 炭 夫	1,711	1,506	1,801	1,585	1,706	2,007	1,615	1,704
	支 柱 夫	1,565	1,445	1,650	1,449	1,504	1,927	1,275	1,545
	運 搬 夫	1,325	1,141	1,264	1,133	1,392	1,282	1,175	1,244
	機 械 夫	1,282	1,251	1,183	1,141	1,217	1,115	1,130	1,188
	工 作 夫	1,382	1,337	1,305	1,212	1,296	1,327	1,110	1,281
	雜 均	1,142	973	1,118	968	1,046	1,213	900	1,051
坑 外	平 均	1,533	1,398	1,597	1,378	1,468	1,736	1,430	1,505
	選 炭 夫	695	669	688	595	612	707	625	655
	運 搬 夫	1,124	1,011	1,167	972	1,210	1,095	895	1,067
	機 械 夫	1,225	1,277	1,187	1,118	1,292	1,222	1,300	1,231
	工 作 夫	1,325	1,413	1,290	1,233	1,314	1,277	1,170	1,288
	雜 均	865	871	917	844	870	780	690	833
總 平 均	1,061	952	1,032	947	1,004	1,083	810	984	
在籍一人一ヶ月當り平均賃金	1,370	1,270	1,418	1,220	1,318	1,580	1,220	1,342	
平 均	30,743	27,945	32,920	29,107	28,507	34,973	28,270	30,352	

互助會炭種別着驛別送炭數量內譯表

昭和十二年四月分 (單位噸)

地方別及驛名	塊炭	中塊炭	粉炭	粗炭	切込炭	微粉	有煙計	無煙	合計	
筑	若松、二島	18,022	17,551	94,026	14,976	4,181	354	149,110	833	149,943
	戸畑	10,406	10,337	40,759	3,606	4,847	1,258	71,213	1,836	73,049
	門司、葛、大里	74	286	188	30	105	—	683	308	991
	小倉、東小倉	270	—	7,285	5,045	—	1,879	14,479	—	14,479
	八幡、西八幡	—	65	6,509	141	235	485	7,435	64	7,499
	宇島	30	474	771	268	—	130	1,673	1,176	2,849
豊	各地驛	729	704	16,768	3,115	251	1,419	22,986	1,633	24,619
	實	4	—	3	19	—	—	26	—	26
計		29,535	29,417	166,339	27,200	9,619	5,525	267,695	5,850	273,455
糟屋	博多	1,455	1,127	9,475	—	—	185	12,242	—	12,242
	西各地	2,576	2,167	11,758	671	—	165	17,337	—	17,337
	各地驛	655	490	7,148	48	606	228	9,175	—	9,175
	實	—	548	—	—	—	—	548	—	548
計		4,686	4,332	28,381	719	606	578	39,302	—	39,302
肥前	相模	5,097	3,118	21,731	1,866	—	—	31,812	—	31,812
	各江	726	—	1,583	109	—	12	2,430	—	2,430
	口	320	—	277	435	—	—	1,032	—	1,032
計		6,143	3,118	23,591	2,410	—	12	35,274	—	35,274
省納	坑場	295	498	3,052	—	32,262	—	36,107	—	36,107
	所	—	—	1,242	—	7,044	—	8,286	—	8,286
	渡	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		295	498	4,294	—	39,306	—	44,393	—	44,393
總	計	40,659	37,365	222,575	30,329	49,531	6,115	386,574	5,850	392,424

全國電力筋石炭消費高調

(單位噸)

地方別	年別	一 月		二 月		三 月		四 月	
		十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年
東名大	京	35,117	33,092	48,123	18,347	42,501	8,316	4,082	5,363
	古	30,642	25,180	43,205	5,428	23,823	2,278	4,445	4,385
	阪	110,600	94,900	130,200	62,000	85,500	43,800	31,000	37,200
	戸	93,303	115,087	108,561	76,936	88,906	62,946	50,477	75,730
	神	109,641	122,462	103,703	75,221	91,569	73,111	61,093	92,723
若小	松	3,584	5,639	10,267	7,921	9,609	8,059	6,299	5,437
合	樽	392,887	396,360	444,059	245,853	341,908	198,510	157,396	220,838

互助會炭地方別山元貯炭調

昭和十二年四月末

△印ハ減

地方別	炭種別	塊炭	中塊炭	粉炭	切込炭	粗炭	微粉	計	前月對比 増減	無煙	前月對比 増減
筑	遠賀郡	8,786	850	715	26,789	18,837	—	55,977	3,883	—	—
	鞍手郡	624	1,114	1,738	2,323	5,112	135	11,046	1,507	—	—
	嘉穂郡	1,803	1,312	6,216	4,971	4,563	189	19,054	753	1,468	480
	田川郡	357	1,770	4,846	2,150	1,791	1,050	11,964	1,497	55	△ 197
	計	11,570	5,046	13,515	36,233	30,303	1,374	98,941	7,640	1,523	283
粕肥	屋前	625	883	1,063	2,781	—	180	5,532	△ 971	—	—
	計	1,666	1,110	4,001	139	2,848	30	9,794	△ 680	—	—
總	計	13,861	7,039	18,579	39,153	33,151	1,584	113,337	5,989	1,523	283
前	月對比増減	△ 1,418	1,018	△ 2,253	4,392	4,602	△ 352	5,989	—	283	—

編輯後記

本會及互助會々社は本誌本會記事中に報導してゐる様に本月初め新事務所に移轉すると同時に、生産並に販賣の統制様式の變更を爲し、完全なる一元的統制を行ふ事となつた。新統制の下に配置されたる社員諸氏は風戸總務指揮の下に活潑なる合理的活動を開始した。本會報も之に對應して本月号より誌面の向上をはかり内容を充實する事となつた。

本誌所載の昭和石炭株式會社新社長古田慶三氏の物價對策に關する論説は單に炭業界のみならず一般物價對策に携はる者にも充分なる參考とするに足る。

坂本氏の鐵夫の雇傭勞役に關する記事は益々實務上必須の事項が詳細に述べられてゐるが、之は當分繼續する長文のものである。尙讀者にして質疑の點あれば筆者は目

下福岡縣田川郡添田町藏内鐵業株式會社に勤務せられてゐるので同所に御問合せありたし。

本誌三月號より記載せる風戸道康氏の論説第三稿は目下多忙の爲め七月號に記載する事となつてゐる。

尙讀者諸氏にして本誌の編輯上に關し御希望の點あれば遠慮なく文書にて御通知下されたし。

投稿規定

△石炭鐵業に關する原稿

- 一、採鐵、保安、勞務に關するもの
- 二、石炭需給又は統制に關するもの
- 三、法規、經濟に關するもの

- 一、原稿締切……毎月五日
- 一、文章は平易を旨とすること
- 一、文字は楷書にて明瞭に記すこと

互助會報・第二卷・第五號

購 一冊 金參拾錢 郵稅共
 半年分 金壹圓八拾錢同上
 一年分 金參圓六拾錢同上
 料金は前金の事

昭和十二年六月十七日印刷納本
 昭和十二年六月二十日發行

若松市本町二丁目

石炭鐵業互助會

發行人 風戸道康

編輯人 川浪作藏

福岡市古小路二五番地

印刷所 山田印刷所

電話一〇二六番

若松市本町二丁目

發行所 石炭鐵業互助會

電話長四七八番
 七〇九番

九州水力電氣株式會社

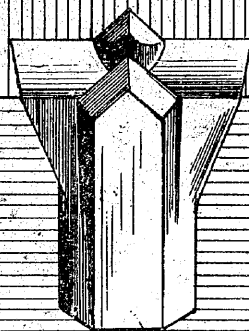
昭和十二年四月五日第三種郵便物認可 毎月四角二十日發行
 昭和十二年六月七日印刷 昭和十二年六月二十日發行

石炭鑛業互助會報

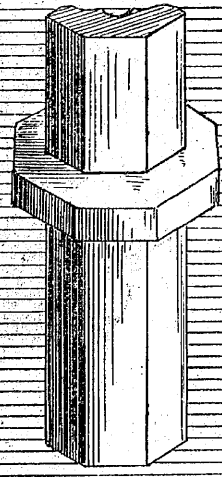
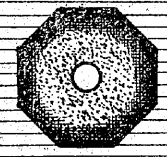
發行所 若松市本町三丁目

石炭鑛業互助會

SCHOELLER
 NORMALIZED HOLLOW-
 ROCK DRILL STEEL



"MK EXTRA"



見よ?
 調質中空鋼、倍力マ...

從來ノ中空鋼ニ比シ双先ノ磨滅ハ約50%ニ低減シ硬質軟質ヲ問ハズ迅速ニ穿孔シ得ル此事實ハ特殊成分ノ含有ニ依ルコトハ明カデアガ更ニ如何ナル長サノモノデモ悉ク全長ニ亘リ秘法ニヨル調質ヲ施行シ外部組織ハ極メテ硬ク且強靱性アリ内部ハ極メテ軟カク且強靱性ニ富ミ決シテ中途ヨリ折損スルコトナク無理ナル摩動ニサヘ耐ヘ得ル(断面圖參照)特性アリ

極メテヨク切レ腰折レセズ
 磨滅セザル事實ハ能率ニ於テ 200%~300%ヲ發揮シ

掘進及採炭力ノ倍加ヲ計畫シ得ルコトニナル

乞フ優秀成分ノ調質中空鋼ノ永久的御愛用ヲ

在庫豊富 納入迅速

柏印鋼 合呂 高口商店 本店 福岡市箱屋町八
 總發売元 會社 電話 長六三六五
 支店 東京 大阪 小倉 京城 大連